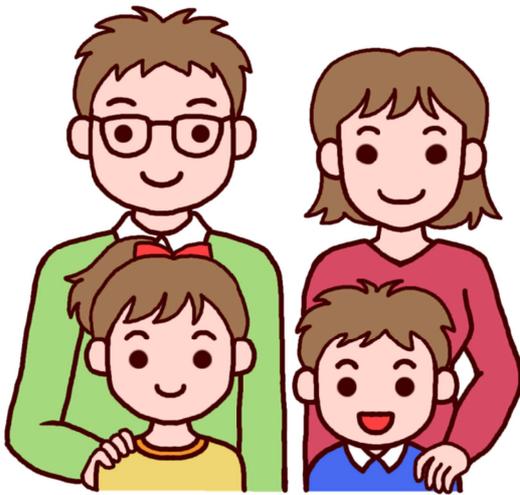


## 第2期

# 中野市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度から令和6年度



令和2年3月



## はじめに

平成27年に策定しました「中野市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、第2次総合計画に掲げる「未来のふるさとを担う子どもたちを育むまちづくり」の実践を目指して取り組んで参りました。

この間に、児童福祉法及び児童虐待防止法の改正により、近年問題となっています児童虐待について虐待防止対策・体制の強化が図られました。また、令和元年10月からは、子ども・子育て支援法の改正に伴う「幼児教育・保育の無償化」が始まり、子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。

また、地域では、人口減少、少子高齢化、核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域コミュニティ意識の希薄化、児童虐待の深刻化などの環境の変化や、多様化する保護者の各種サービスへの要望など多種多様な課題がある中で、社会全体で子ども・子育てを支援する支え合いの仕組みを構築することが求められています。

このような状況のなか、この度、本市では「子どもの健やかな成長をみんなで支え、安心して子育て・子育てができる 中野市」を基本理念とする「第2期中野市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画により、第1期計画の5つの基本目標を継承し、市内の子育てに関わる家庭をはじめとした、幼稚園、保育園、学校、地域、その他関係機関、団体等と連携・協働しながら市民と一体となって総合的かつ計画的に計画を推進し、きめ細かく、切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組んで参ります。

結びに、「子ども子育て支援に関するアンケート調査」にご協力をいただいた保護者の皆様をはじめ、本計画の策定にあたり活発な審議をいただいた「中野市子ども・子育て会議」の委員の皆様方の他、関係機関、市民の皆様にご心から感謝申し上げます。



令和2年3月

中野市長 池田 茂

## <目 次>

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	3
2 計画の法的根拠と位置付け.....	5
3 計画の期間.....	5
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く現状</b> .....	7
1 統計による中野市の状況.....	9
2 ニーズ調査結果と考察.....	15
3 事業の進捗状況.....	23
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	37
1 計画の基本理念.....	38
2 計画の基本目標.....	38
<b>第4章 施策の展開</b> .....	41
第2期子ども・子育て支援計画の体系.....	42
1 健やかに生み育てる環境づくり.....	44
2 子育て家庭を支援する体制づくり.....	46
3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり.....	49
4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり.....	50
5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり.....	53
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について.....	54
<b>第5章 子ども・子育て支援施策</b> .....	57
1 子ども・子育て支援制度の事業体系.....	59
2 教育・保育提供区域の設定.....	59
3 地域子ども・子育て支援事業の施策について.....	60
4 教育・保育事業について.....	64
5 幼児期の教育・保育について.....	66
6 目標事業量.....	67
7 新・放課後子ども総合プラン.....	68
<b>第6章 計画の推進体制</b> .....	71
1 計画の推進に向けて.....	73
2 計画の進行管理と評価.....	73
<b>資料編</b> .....	75
1 中野市子ども・子育て会議設置条例.....	77
2 中野市子ども・子育て会議委員名簿.....	78
3 中野市子ども・子育て会議実施経過.....	79

# 第1章 計画の概要



# 1 計画策定の趣旨と背景

## (1) 子ども・子育て支援新制度の施行以前

わが国の少子化対策は、平成元年に合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に子どもを生む指標）が過去最低（当時）となった「1.57 ショック」が契機となりました。

新たな少子化対策として「エンゼルプラン」（平成 6 年 12 月策定）、「新エンゼルプラン」（平成 11 年 12 月策定）、「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年 7 月から段階施行）、「少子化社会対策基本法」（平成 15 年 9 月施行）等を打ち出し、さらに「少子化社会対策大綱」（平成 16 年 6 月閣議決定）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成 19 年 12 月）等を定め、子育て支援施策を展開しました。

この間、合計特殊出生率は平成 17 年に 1.26 まで落ち込みましたが、平成 18 年には回復の兆しもみえはじめました。国では、合計特殊出生率の回復基調を確かなものにするため、「新たな少子化社会対策大綱『子ども・子育てビジョン』（平成 22 年 1 月閣議決定）」を定め、「それまでの少子化対策から子ども・子育て」への転換、「子どもの最善の利益の実現（チルドレン・ファースト）」と「生活と仕事と子育ての調和」の視点を重視し、社会全体で子育てを支え、個人の希望が叶う社会の実現を目指す方針を打ち出しました。

この方針の下、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を目的とする「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に制定され、関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から施行されました。

子ども・子育て支援新制度は、全ての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新しい制度です。

### 【子ども・子育て関連 3 法】

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記 2 法に伴う児童福祉法ほかの改正）

平成 27 年 4 月 子ども・子育て支援新制度 施行



## (2) 第1期計画の策定以降

全国の市町村では、子ども・子育て支援新制度の着実な推進に向けて、各市町村が策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を平成27年度から実施しています。中野市でも、平成27年3月に中野市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

国では、「50年後（2060年代）の人口1億人の維持」という目標を掲げるとともに、平成28年に「ニッポン一億総活躍社会の実現」という将来像を示し、経済政策と子育て支援を車の両輪に例え、2つの政策の一体的な推進によって活力ある社会の維持を図ろうとしています。

この一環として、令和元年10月から幼児期の教育・保育の無償化の導入、保育所等の待機児童の解消、放課後児童クラブの拡充、多様な保育ニーズへの一層の対応等、子ども・子育てに関する一層の取り組みを進めています。

### 【第1期計画期間における国・県の主な動向】

平成27年	少子化社会対策大綱の改定（3月）（平成16年、22年に続く、今回3回目）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針</li> <li>● 5つの重点課題への取り組み（子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組み強化）</li> </ul>
	子ども・子育て本部の設置（4月）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内閣府に、少子化社会対策大綱の推進、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のための組織を新設。本部長は内閣府特命担当大臣（少子化対策）</li> </ul>
平成28年	ニッポン一億総活躍プランの策定（6月）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「一億総活躍社会」の実現に向けた10年間のロードマップ（平成28年度～令和7年度（2025年度））</li> <li>● 目標① 希望出生率1.8の実現、目標② 介護離職ゼロの実現、目標③ 国の代表的な経済指標である名目GDP（国内総生産）600兆円の実現</li> </ul>
	児童福祉法の一部改正（10月から段階施行）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもを児童福祉の対象から児童福祉を受ける「権利主体」に転換（子どもの権利条約を準拠）</li> <li>● 市町村に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）設置の努力義務を規定（注：ニッポン一億総活躍プランでは、令和2年度末までの全国での設置を目指す）</li> <li>● 児童虐待防止対策の強化（要保護児童対策地域協議会に専門職を配置、政令で定める特別区に児童相談所の設置、市町村は支援のための拠点整備に努める等）</li> </ul>
平成29年	子育て安心プランの公表（6月）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 待機児童の解消：遅くとも、令和2年度末までに全国の待機児童の解消が目標</li> <li>● 5年間で「M字カーブ」を解消：平成30年度から令和4年度末（2022年度末）までに女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備（注：新しい経済政策パッケージでは、令和2年度末（2020年度末）までに前倒しで整備することとした）</li> </ul>
	新しい経済政策パッケージの策定（12月）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 少子高齢化に立ち向かう「人づくり革命」と「生産性革命」をパッケージとする経済政策</li> <li>● 「人づくり革命」は、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等、2兆円規模の政策を盛り込み、社会保障制度を高年齢者中心から全世代型に改革</li> <li>● 施策の財源として、令和元年10月の消費税率10%への引き上げによる財源の活用、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額</li> </ul>

平成 30 年	長野県子ども若者支援総合計画の策定（3月）
	● 結婚から青年期までの切れ目ない支援
	子ども・子育て支援法一部改正（4月施行）
令和元年	● 事業主拠出金の率の上限の引き上げ
	● 事業主拠出金の充当対象の拡大
	● 市区町村の待機児童解消等の取り組みへの支援（都道府県の協議会設置等）
	働き方改革関連法が順次施行（4月～）
	● 時間外労働の上限規制の導入等
	児童虐待防止法等の改正（6月）
	● 児童相談所の体制強化と親による体罰の禁止
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正（6月）
● 市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨の決定	
子ども・子育て支援法一部改正（10月施行）	
● 幼児教育・保育の無償化	
第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画策定作業	

## 2 計画の法的根拠と位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども子育て支援事業計画」であり、中野市の全ての計画・事業の基本となる「第2次中野市総合計画」を上位計画として整合性を保ちながら、中野市の「障害児福祉計画」等関係各種計画と連携を図るものです。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間です。なお、計画期間中に大幅な法制度の改正や社会状況の大きな変化が生じた場合、必要に応じて見直すことを検討します。

【子ども・子育てに関連する計画の期間】

	平成 17 年度～ 平成 21 年度	平成 22 年度～ 平成 26 年度	平成 27 年度～ 令和元年度	令和 2 年度～ 令和 6 年度 (2020～2024)
次世代育成支援地域行動計画（前期）	▶			
次世代育成支援地域行動計画（後期）		▶		
子ども・子育て支援事業計画（第1期）			▶	
第2期子ども・子育て支援事業計画				▶ 本計画



## **第2章 子ども・子育てを取り巻く現状**

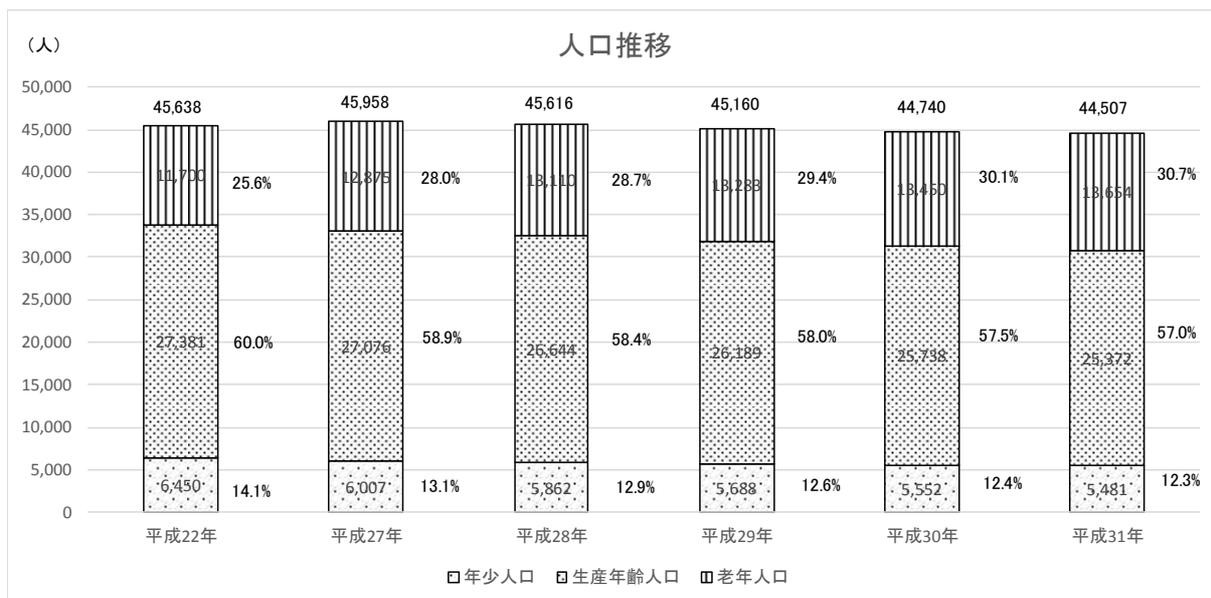


# 1 統計による中野市の状況

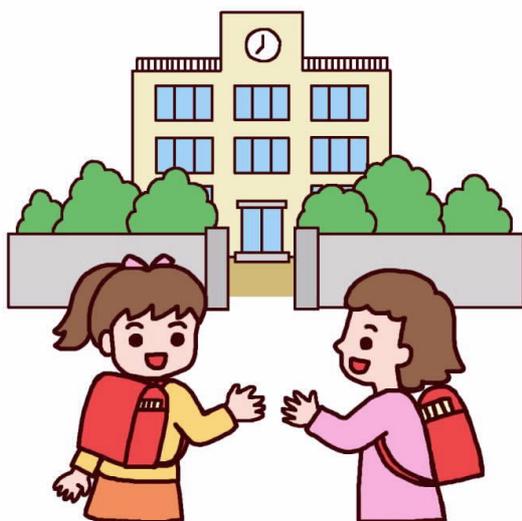
## (1) 人口・世帯の状況

### ①人口の推移

中野市の人口は、平成12年をピークに緩やかに減少しています。直近5年の推移をみると、平成27年の45,958人から44,507人に減少し、3区分別人口では老年人口（65歳以上）の増加と年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の減少がみられます。

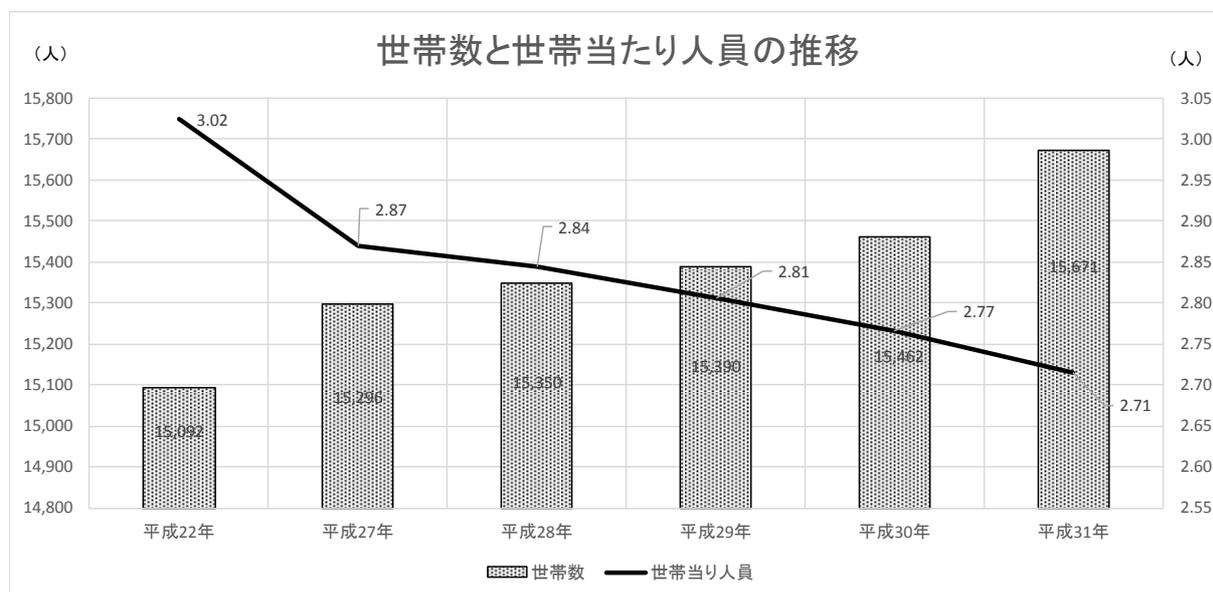


資料：平成22年は国勢調査（10月1日現在）、それ以降は住民基本台帳（4月1日現在）



## ②世帯数と世帯当たり人員の推移

人口減少の一方で世帯数は、増加傾向にあり、平成27年の15,296世帯から平成31年には15,671世帯に増加しています。世帯当たり人員は減少し、核家族化の傾向がみられます。



資料：平成22、27年は国勢調査（10月1日現在）、それ以降は各年4月1日現在に平成27年国勢調査を基に集計

## (2) 女性の就労等の状況

### ①女性の就業率

平成27年の就業率は、男性72.5%、女性45.7%となっており、女性のおよそ2人に1人は就業していることになります。

男女別就業率（平成27年）

(人)

	総数 (人) (a)	労働力人口 (人)			就業率 (%) (b/a)
		総数	就業者 (b)	完全失業者	
男性	18,250	13,849	13,239	610	72.5
女性	19,815	11,719	11,379	340	45.7

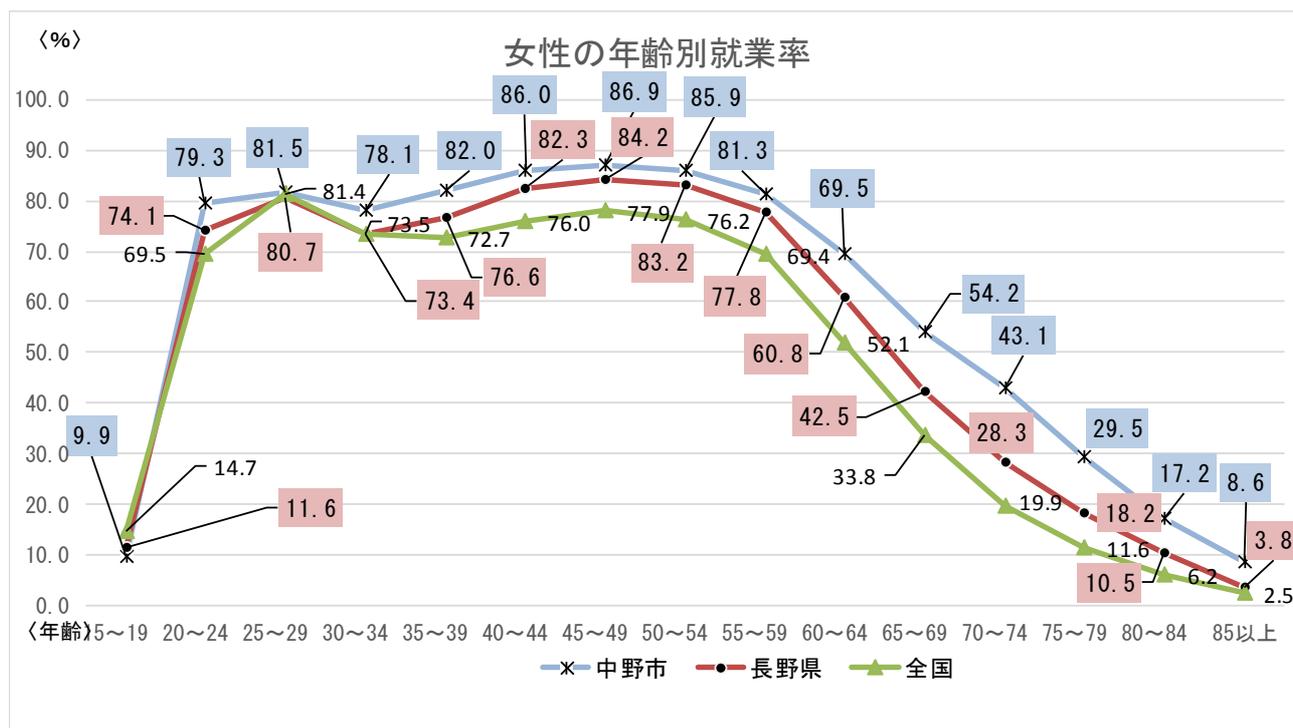
資料：国勢調査



## ②女性の年齢階級別労働力率の推移

平成27年における女性の年齢別就業率をみると、市、県、全国ともM字カーブの就業状況を示しています。25歳～29歳で高い就業率を示しますが、30～34歳で低下し、40～44歳で再び上昇します。これは、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点が再就職するという女性のライフスタイルを反映したものです。

県、市とも全国の数値をおおむね上回っていますが、市は県の数値より上回っています。



年齢	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85以上
中野市	9.9	79.3	81.5	78.1	82.0	86.0	86.9	85.9	81.3	69.5	54.2	43.1	29.5	17.2	8.6
長野県	11.6	74.1	80.7	73.4	76.6	82.3	84.2	83.2	77.8	60.8	42.5	28.3	18.2	10.5	3.8
全国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	33.8	19.9	11.6	6.2	2.5

資料：国勢調査



### ③産業別就業者

平成27年の産業別就業者割合は、「製造業」21.8%が最も多く、次いで「卸売・小売業」16.5%、「医療、福祉」15.2%の順となっています。

女性の産業別就業者割合では、「医療、福祉」が25.0%、「卸売、小売業」が18.8%、「製造業」が15.2%の順となっています。女性の就業者が男性の就業者を上回る業種は、「医療、福祉」で81.1%を女性が占めるのをはじめ、「農業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」などとなっています。

区分		総数(a)		女性(b)		
		人数	構成比	人数	構成比	b/a
総数		18,028	100	8,884	100	49.3
第1次産業	計	4,395	24.4	2,529	28.5	57.5
	農業、林業	2,219	12.3	1,268	14.3	57.1
	うち農業	2,176	12.1	1,261	14.2	58.0
	漁業	0	0.0	0	0.0	0.0
第2次産業	計	5,164	38.3	1,536	17.3	29.7
	鉱業、砂利採取業	13	0.1	2	0.0	15.4
	建設業	1,214	6.7	183	2.1	15.1
	製造業	3,937	21.8	1,351	15.2	34.3
第3次産業	計	10,572	58.6	6,044	68.0	57.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	36	0.2	14	0.2	38.9
	情報通信業	49	0.3	17	0.2	34.7
	運輸業、郵便業	416	2.3	68	0.8	16.3
	卸売業、小売業	2,973	16.5	1,672	18.8	56.2
	金融業、保険業	265	1.5	160	1.8	60.4
	不動産業、物品賃貸業	114	0.6	42	0.5	36.8
	学術研究、専門・技術サービス業	214	1.2	63	0.7	29.4
	宿泊業、飲食サービス業	583	3.2	426	4.8	73.1
	生活関連サービス業、娯楽業	518	2.9	328	3.7	63.3
	教育、学習支援業	712	3.9	371	4.2	52.1
	医療、福祉	2,743	15.2	2,224	25.0	81.1
	複合サービス事業	431	2.4	153	1.7	35.5
	サービス業(他に分類されないもの)	807	4.5	259	2.9	32.1
公務(他に分類されるものを除く)	711	3.9	247	2.8	34.7	
分類不能の産業		73	0.4	36	0.4	49.3

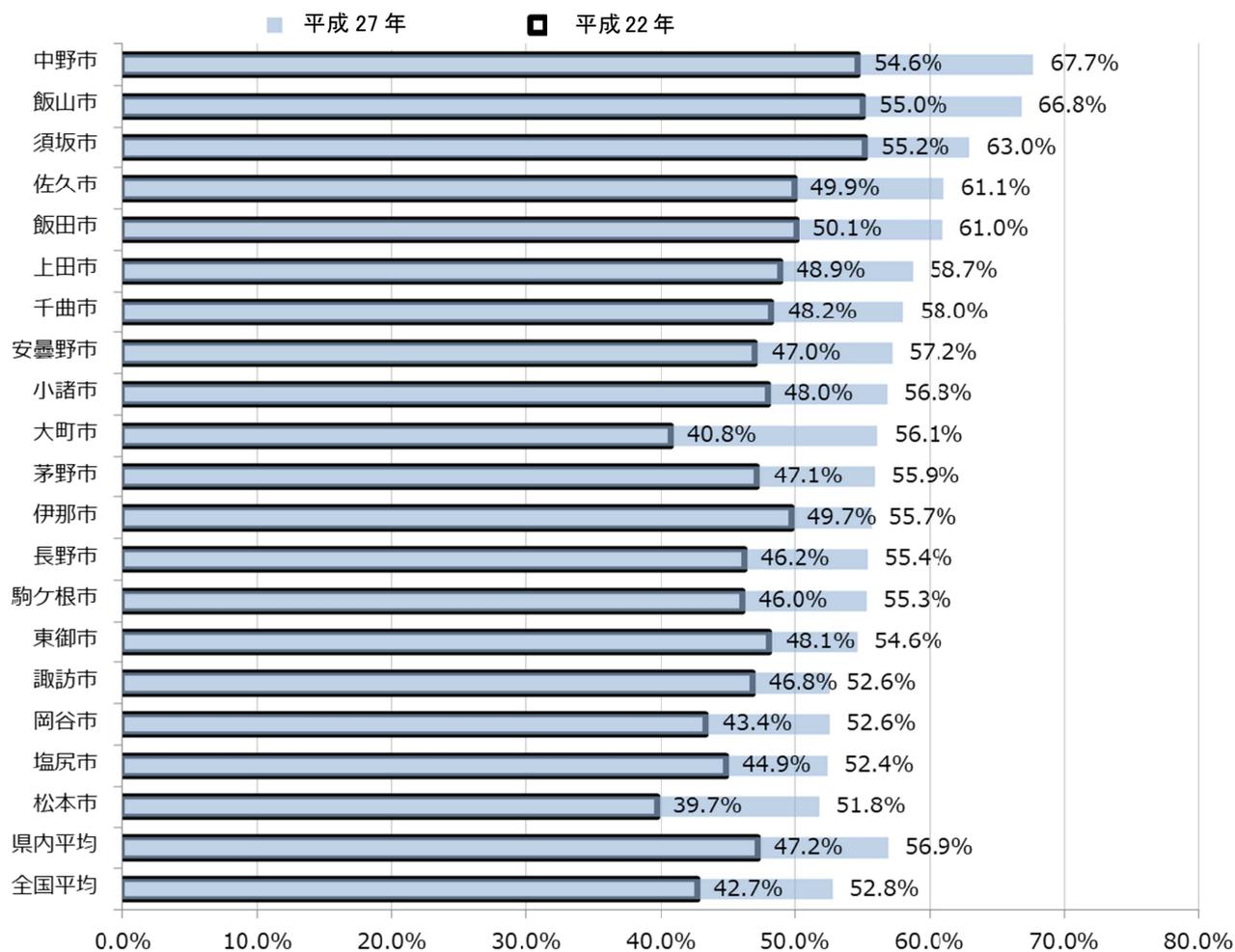
\* 従業市区町村「不詳・外国」及び従業地「不詳」で当地に常住している者を含むため前掲「男女別就業率」表中、労働力人口の就業者数と同数になりません。

資料：国勢調査

#### ④共働き率

中野市政策研究所が平成 22 年及び平成 27 年の国勢調査の結果を基に「最年少の子どもが0～6歳の核家族世帯」に条件を限定し共働き率を調査した結果、最年少の子どもが0～6歳の核家族世帯において、中野市の共働き率は長野県内 19 市の中で最も高い割合を占めています。さらに、中野市においては5年間で54.6%から67.7%へ13.1ポイント増加しています。

#### 県内 19 市の共働き率比較



また、幼児の2歳児健康診査、3歳児健康診査の際に付随して共働きについてのアンケートを実施した結果、共働き率は2歳児健康診査時、3歳児健康診査時ともに6割以上の割合を占めています。

#### 共働きについてのアンケート調査結果

(世帯)

	2歳児健康診査時の回答	3歳児健康診査時の回答
世帯数	310	331
共働き世帯数	193	211
共働き率	62.3%	63.7%

### (3) 児童人口の推移と推計

本市全体の児童人口（0～11歳）の推移をみると、平成27年から平成31年にかけて減少しています。令和2年からの推計でも減少していく見込みとなっており、令和6年には3,923人と、令和2年からの5年間で300人近く減少することが見込まれます。

(人)

年齢	実績値					推計値				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	348	326	305	307	307	303	296	288	284	275
1歳	362	356	333	317	323	317	313	306	297	293
2歳	353	359	347	342	319	323	317	313	306	297
3歳	373	358	353	347	343	319	323	318	314	306
4歳	356	382	363	355	353	348	324	328	323	318
5歳	378	350	386	362	362	354	349	325	329	324
6歳	387	376	347	392	373	365	357	352	328	332
7歳	396	389	378	346	388	373	365	357	352	328
8歳	413	405	387	383	345	391	376	368	359	355
9歳	382	406	407	381	383	343	388	373	365	357
10歳	406	380	408	405	382	383	342	388	373	365
11歳	425	407	380	409	406	383	383	343	389	373
計	4,579	4,494	4,394	4,346	4,284	4,201	4,134	4,058	4,018	3,923

資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日）、推計値はコーホート変化率法による人口推計結果  
 コーホート変化率法とは各コーホート(同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

### (4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、長野県は全国より高い水準で推移しており、中野市も増減はありますが、概ね県より高い数値がみられます。

	中野市	長野県	全国
平成25年	1.56	1.54	1.43
平成26年	1.65	1.54	1.42
平成27年	1.58	1.58	1.45
平成28年	1.45	1.59	1.44
平成29年	1.67	1.56	1.43
平成30年	1.60	1.57	1.42

資料：人口動態統計

## 2 ニーズ調査結果と考察

### (1) 調査の実施概要

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	1,000 票	513 票	51.3%
	小学生	1,000 票	505 票	50.5%
調査期間	平成 31 年1月7日 ~ 平成 31 年1月 25 日			
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年4月1日を基準に、中野市在住の0歳から小学6年生までの児童が同居する世帯から無作為抽出。</li> <li>調査票を対象児童宛に郵送し、無記名で郵便により返送。併せて、市内に設置したアンケート回収箱にて回収。</li> </ul>			

・調査結果の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。

・N は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。

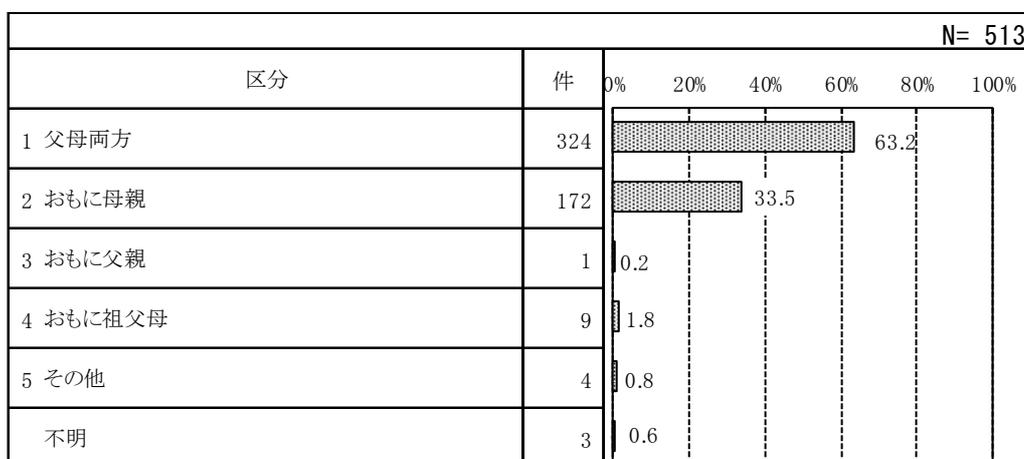
・百分比による集計では、回答者数(該当質問においては該当者数)を 100%として算出し、本文及び図表の数字はすべて小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位まで表記します。このため、各項目の合計が 100%にならないこと、複数項目の合算値が 0.1%の範囲で異なること、複数回答の設問では各項目の合計が 100%を超えることがあります。

### (2) 調査結果と考察

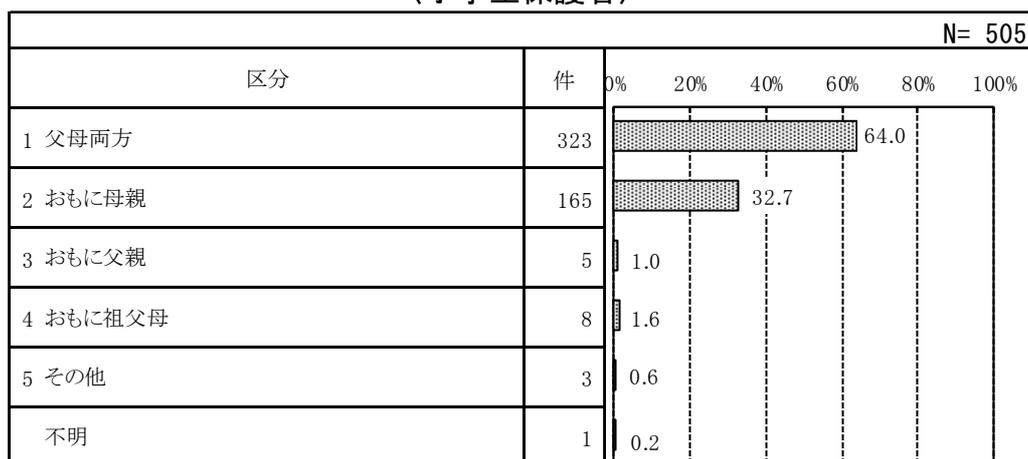
#### ① おもに子育てをしている人

おもに子育て(教育を含む)をしている人については、就学前児童保護者調査、小学生保護者調査ともに「父母両方」が最も多く、それぞれ 63.2%、64.0%となっています。

#### 〈就学前児童保護者〉



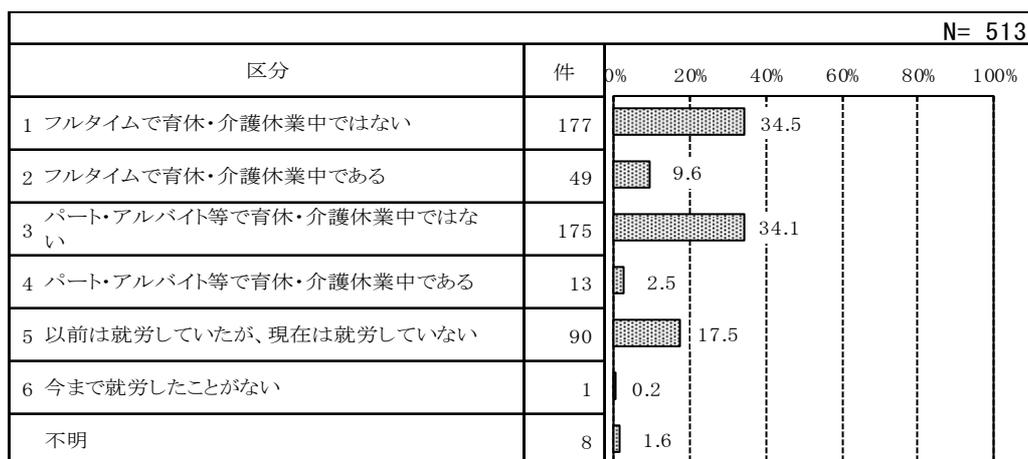
### 〈小学生保護者〉



## ② 保護者の就労状況

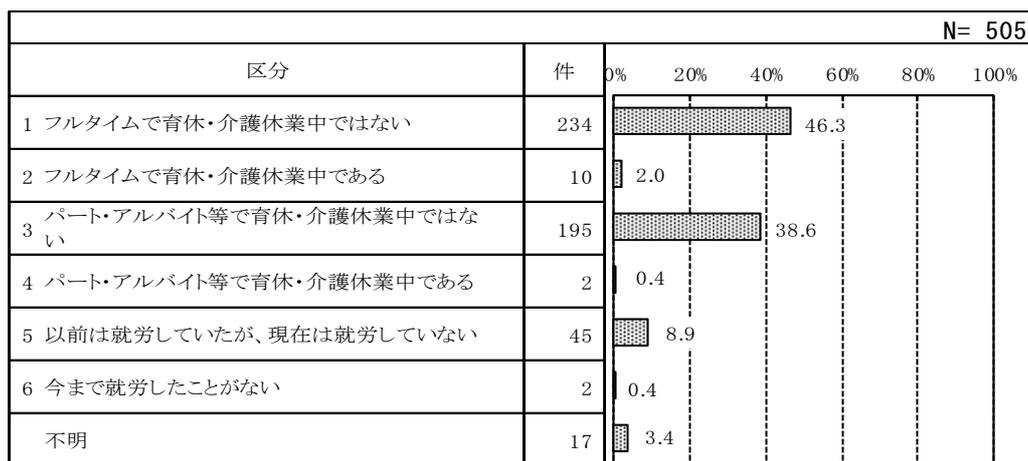
保護者の就労状況について、就学前児童では、母親が「フルタイムで育休・介護休業中ではない」（34.5％）が最も高い割合を占め「パート・アルバイト等で育休・介護休業中ではない」（34.1％）、「以前は就労していたが、現在はしていない」（17.5％）が続きます。何らかの形で働いている母親は68.6％と7割近くになります。

### 〈就学前児童母親〉



小学生でも、母親が「フルタイムで育休・介護休業中ではない」（46.3％）が最も高い割合を占め「パート・アルバイト等で育休・介護休業中ではない」（38.6％）、「以前は就労していたが、現在はしていない」（8.9％）が続きます。何らかの形で働いている母親は85.0％を占めます。「以前は就労していたが、現在はしていない」は8.9％に留まります。

### 〈小学生母親〉

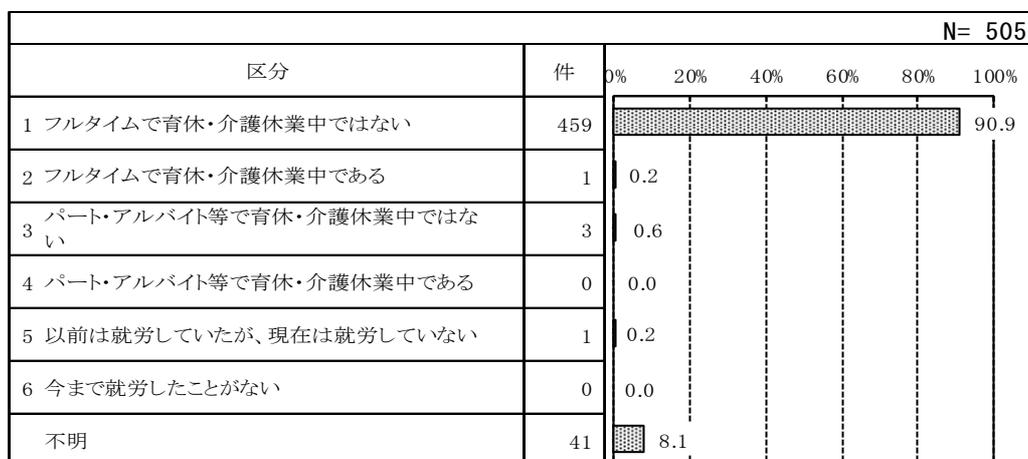


父親は、就学前児童、小学生ともに「フルタイムで育休・介護休業中ではない」が9割以上の「大多数を占めています。

### 〈就学前児童父親〉



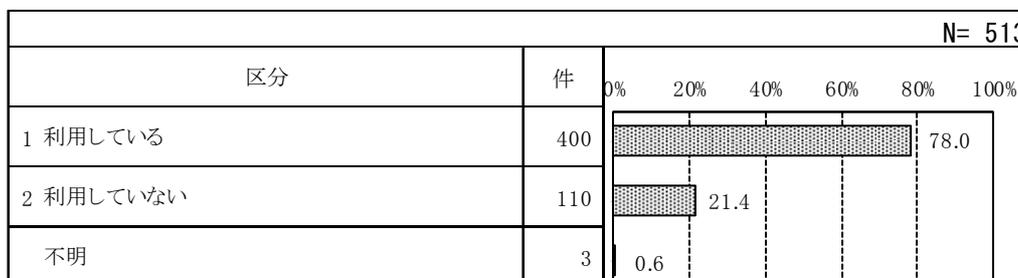
### 〈小学生父親〉



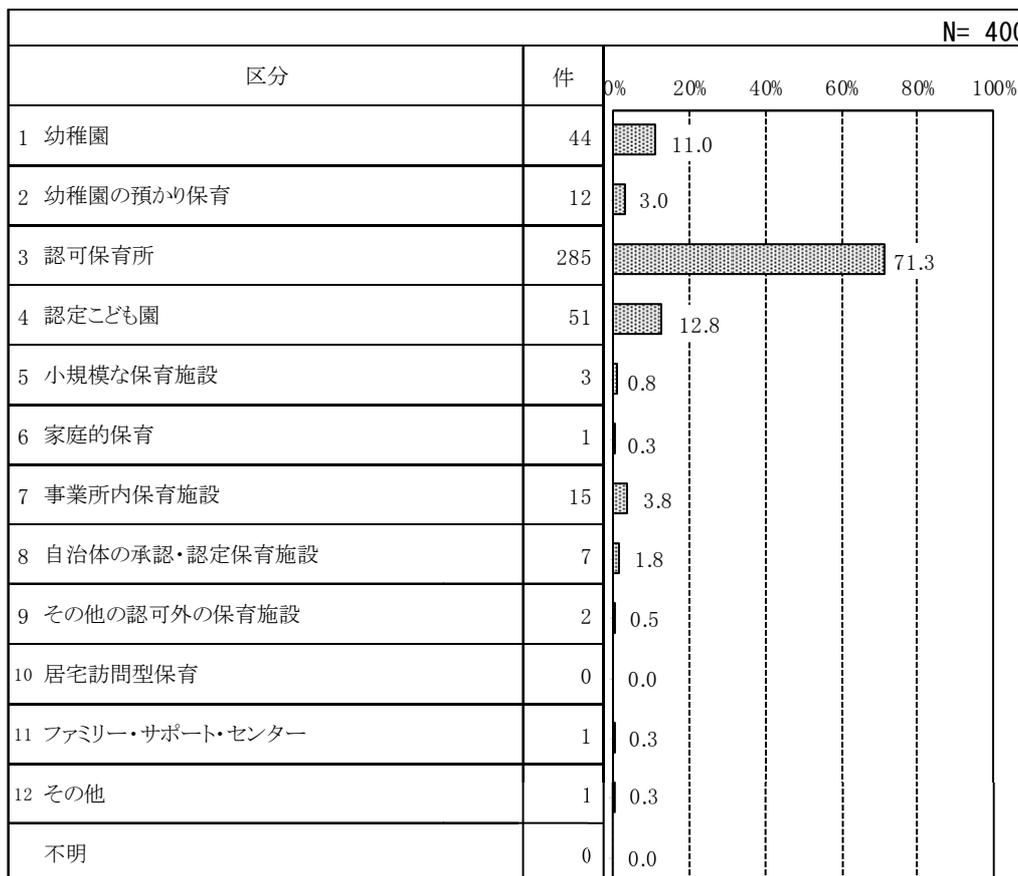
### ③ 「定期的な教育・保育事業」の利用について（就学前児童保護者調査）

「定期的な教育・保育事業」の利用については、「利用している」が78.0%と8割近くを占めています。利用者の平日利用している事業は「認可保育所」（71.3%）が最も高い割合を占め、「認定こども園」（12.8%）、「幼稚園」（11.0%）が続きます。

#### ・利用の有無

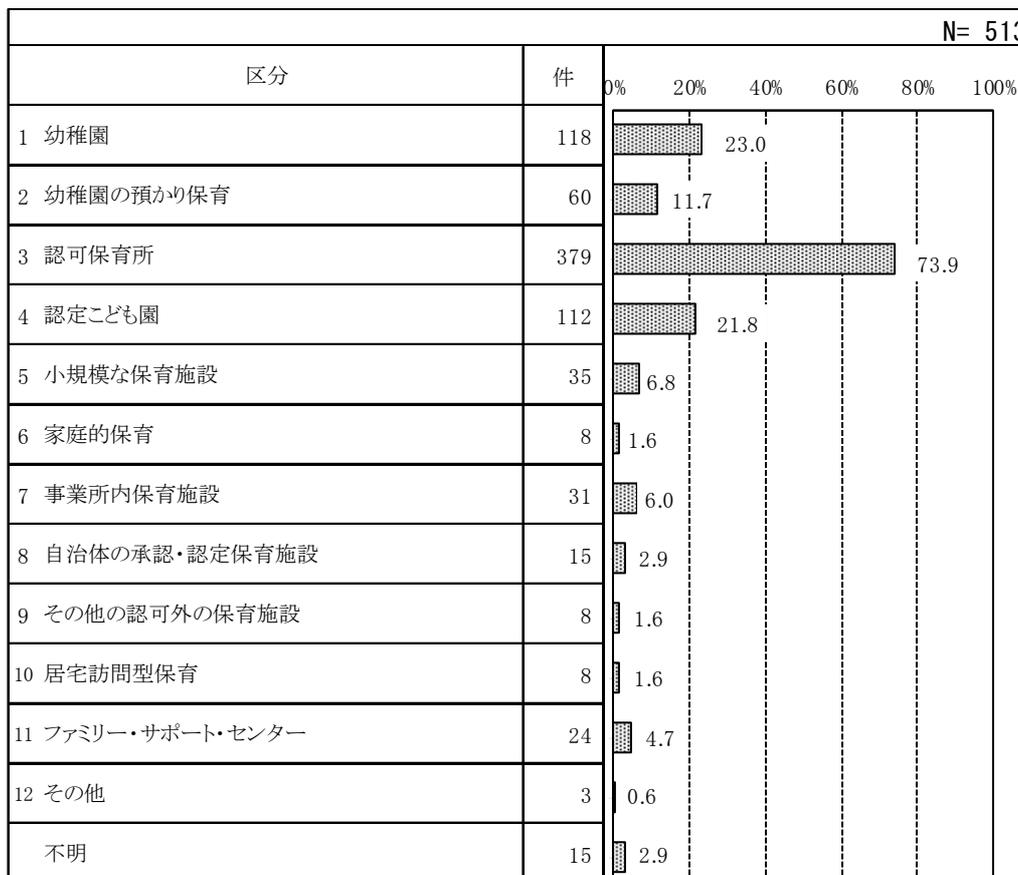


#### ・利用している事業【複数回答】



定期的に利用したい教育・保育事業については、「認可保育所」(73.9%)が最も高い割合を占め、「幼稚園」(23.0%)、「認定こども園」(21.8%)が続きます。

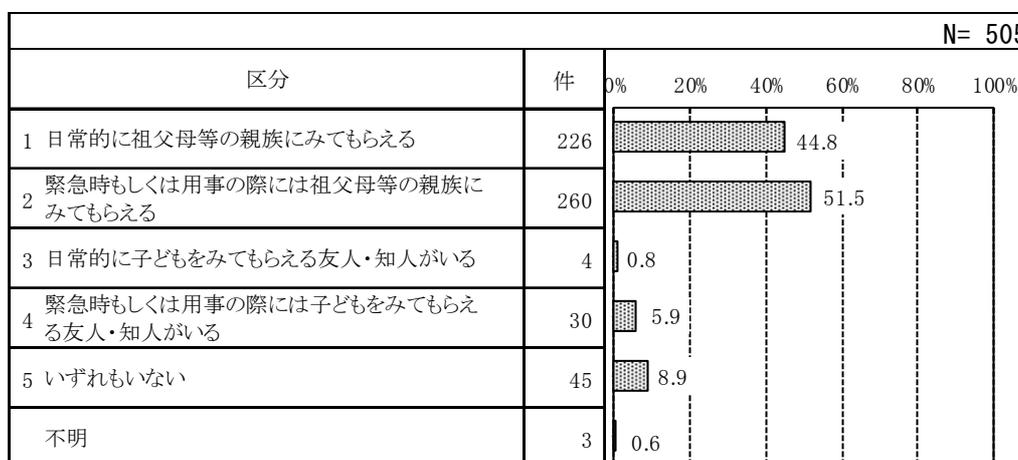
・利用希望【複数回答】



④ 日ごろ、お子さんをみてもらえる親族・知人【複数回答】

日ごろ、お子さんをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(51.5%)と「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(44.8%)の両者が圧倒的に高い割合を占めています。

〈小学生保護者〉

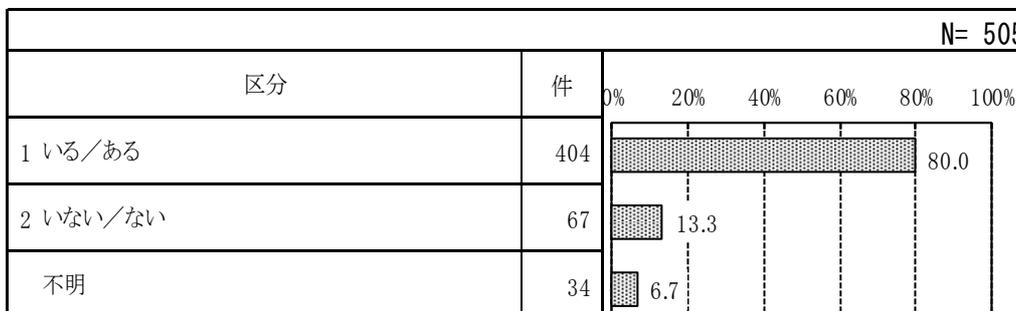


⑤ 子育て（教育を含む）をするうえで、気軽に相談できる人・場所

気軽に相談できる人・場所の有無について、「いる／ある」が80.0%を占めています。

・有無

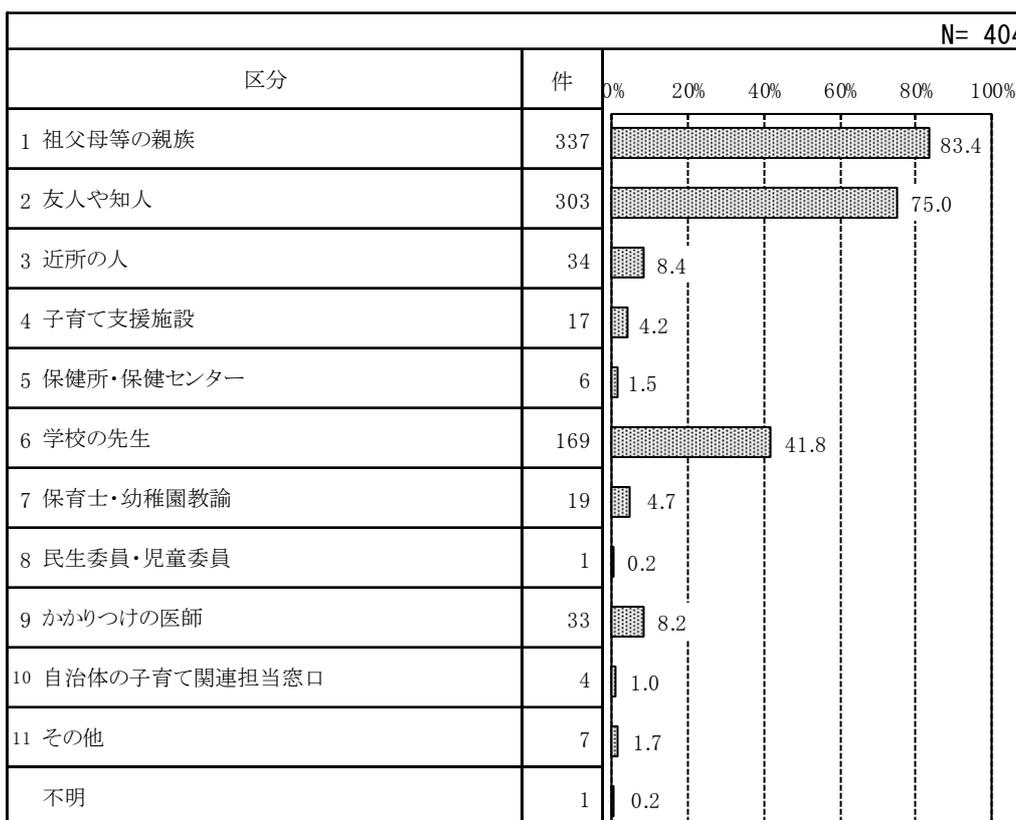
〈小学生保護者〉



相談相手は、「祖父母等の親族」が83.4%、「友人や知人」が75.0%と圧倒的に高い割合を占め、「学校の先生」（41.8%）が続きます。

・気軽に相談できる相手 【複数回答】

〈小学生保護者〉

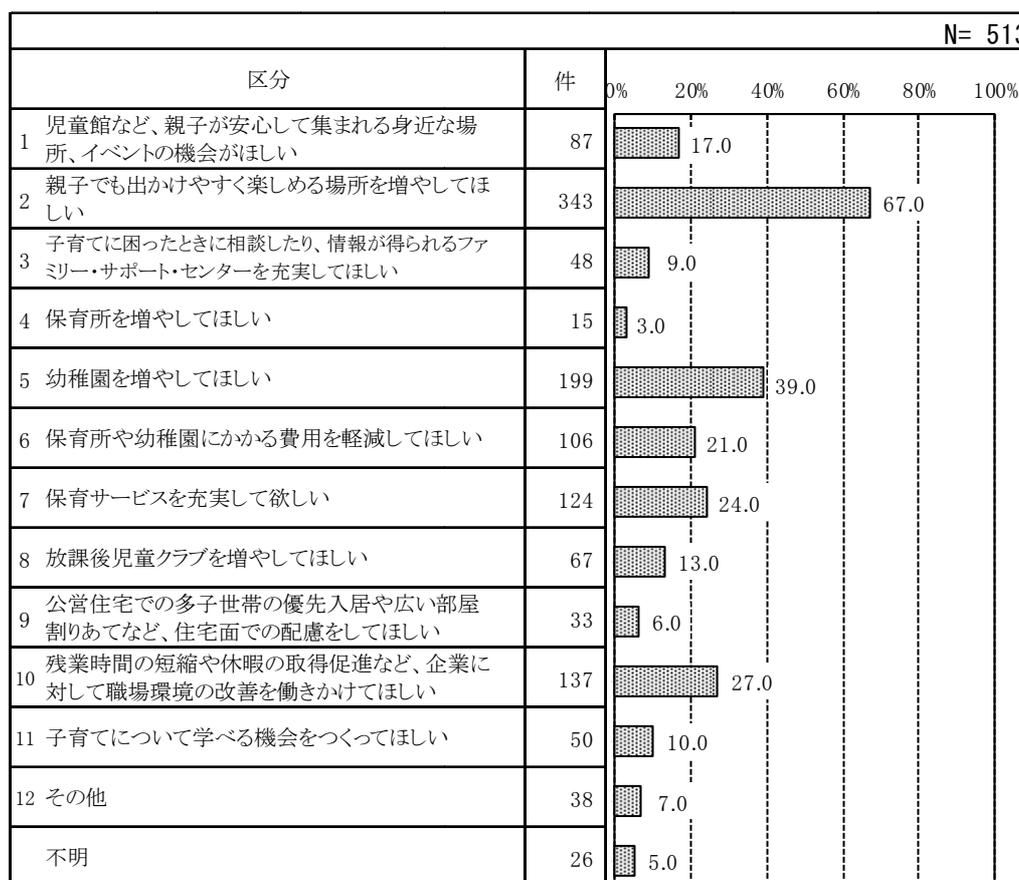


## ⑥ 中野市に対して期待する子育て支援【複数回答】

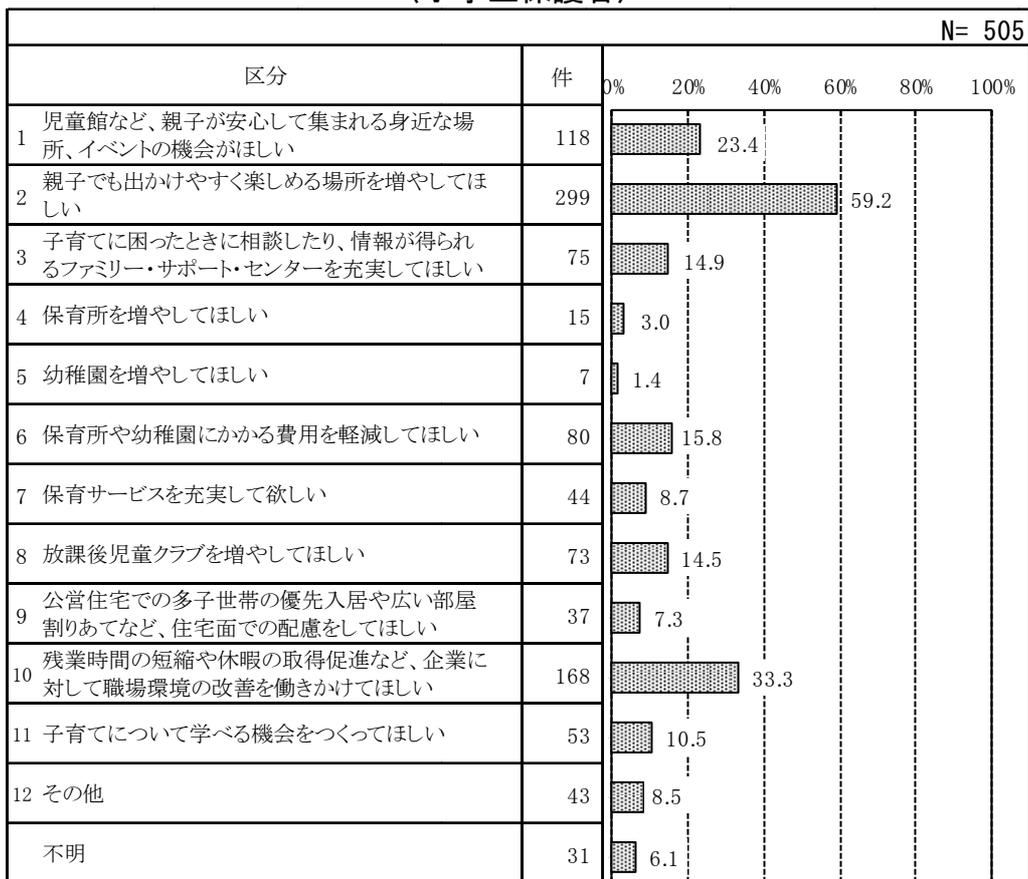
就学前児童保護者の期待する子育て支援については、「親子でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（67.0%）が最も高い割合を占め、「幼稚園を増やしてほしい」（39.0%）、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」（27.0%）が続きます。

また、小学生保護者の期待する子育て支援は、「親子でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（59.2%）が最も高い割合を占め、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」（33.3%）、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」（23.4）が続きます。

### 〈就学前児童保護者〉



〈小学生保護者〉



### 3 事業の進捗状況

#### (1) 第1期計画の施策

##### ①基本目標1 健やかに生み育てる環境づくり

##### 施策1 安全な妊娠・出産への支援

施策項目	施策の内容	状況
妊婦一般健康診査の実施	妊娠期の健康管理及び安全で快適な出産をめざし、妊婦の健康診査を進めます。	妊娠期における妊婦一般健康診査を実施している。
マタニティクラスの開催	夫婦や家族が、妊娠・出産・育児について楽しく学びながら、妊娠期を心身ともに健康で過ごせるよう仲間づくりや育児不安の解消の場として教室を開催します。	マタニティクラス、育児教室を実施している。
マタニティマークの普及	妊娠初期は、外見では妊婦とわかりづらいことから、マタニティマークを身につけることにより周囲に妊娠していることを知らせ、妊婦への配慮を促します。	マタニティーバックの配布
不妊・不育症治療に対する支援	不妊治療及び不育症治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、支援を進めます。	不妊治療補助事業 不育症治療補助事業

##### 施策2 育児不安の軽減と虐待発生予防

施策項目	施策の内容	状況
子育て情報の提供	子育て家庭向けに、行政及び地域が実施している子育て支援事業や子育てに関する情報を提供します。	子育て支援ガイドブックの配布とホームページによる情報提供を実施している。
出産後の不安の軽減	出産後、特に保健指導を必要とする産婦及び新生児へ産後ケア事業等の支援を進めます。	委託する医療機関等により産後ケア・デイケア事業を実施している。
育児不安に対する相談	育児不安や、わが子への虐待不安を感じている保護者の相談を進めます。	産婦健康診査事業 子育て相談事業



### 施策3 子どもと母親への健康支援

施策項目	施策の内容	状況
乳幼児健康診査の実施	乳幼児の発育や発達の状態を確認し、健康保持増進及び医療等の適切な援助を行うため健康診査を実施します。	乳幼児健康診査 3か月、7か月、1歳6か月、2歳、3歳児健診
母子保健訪問相談事業の実施	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と、疾病等の早期発見及び育児不安の軽減を図るため、妊産婦、新生児等に対し、保健師による家庭訪問指導を行います。	新生児訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業により実施している。
予防接種の実施	感染症の予防を図るため各種予防接種を実施します。	定期予防接種を実施 生後6か月から15歳（中学3年生）までのインフルエンザの予防接種の助成を行っている。

### 施策4 食育の推進

施策項目	施策内容	状況
食を通じた子育て支援の実施	乳幼児期から各発達段階に応じ、子どもとその保護者に栄養指導などの食を通じた子育て支援を進めます。	母子栄養健康づくり事業 乳幼児健康診査の際に実施している。
地産地消を生かした給食の提供	保育所給食等の食材に、安全・安心でおいしい地元産の食材を取り入れることにより、食と地域農業への関心を高めます。	市保育所全11園で実施している。また、地域食材の日を毎月実施している。

### 施策5 家族全員による子育て活動の促進

施策項目	施策内容	状況
「家庭の日」の推進	親子のふれあいを深め、ぬくもりのある家族づくりのため「家庭の日（※）」を推進します。	継続して実施している。
産前産後の休暇や育児休業制度の利用促進	産前産後の育児期にも安心して子育てができるように制度の利用を促進します。	妊婦への制度の利用を進めている。
父親を対象とした子育て活動の促進	父親に対して、育児の知識や技術を身につけ、父親同士で情報交換できるような機会を提供します。	子育て支援センターにて実施している。
保育参観等の実施	保育所において、家族が子どもと一緒に参加できる行事や交流機会を設け、子育て支援を促進します。	市内保育所全園で実施している。

## ②基本目標2 子育て家庭を支援する体制づくり

### 施策1 地域社会全体で子育て家庭を支援

施策項目	施策内容	状況
子育て支援センターを中心とする支援	地域全体で子育てを支援していく基盤づくりのため、専門スタッフを配置した子育て支援センター等において、育児相談や情報提供等を進めます。	3施設で継続して実施 H30 中央子育て支援センターを移転した。
子育てサークル等の拡充	子育てサークルに対する活動の場の提供を行い、乳幼児を持つ親同士のネットワークづくりを支援し、地域における自主的な子育てサークルの育成を図ります。	子育て支援センターでの活動の支援を行っている。
ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の援助が必要な人からの依頼に応じ、育児の援助ができる人を紹介する相互援助活動の橋渡しを行います。	継続して実施している。

### 施策2 経済的な支援の取り組み

施策項目	施策内容	状況
子育て家庭への経済的支援	児童手当の支給、乳幼児等医療費の助成など子育て家庭への支援を進めます。	児童手当は制度どおり実施している。 乳幼児等医療費は中学校卒業までの通院、入院にかかる医療費への助成を行っている。
	保育所の保育料を国の徴収基準額より軽減します。	基準額の一部を市が負担することで実施している。
	経済的理由で就学困難な児童や生徒の保護者に対し必要な援助を行います。	要保護・準要保護児童生徒就学援助費
	奨学基金による援助を行います。	中野市奨学基金により実施している。
	幼稚園就園に対し補助をします。	継続して実施している。
	特別支援学級に就学する児童や生徒の保護者に対し就学援助を行います。	特別支援教育就学奨励費により実施している。
	経済的理由で入院助産が困難な妊産婦に対し、入所措置を行い、援助します。	継続して実施している。

### 施策3 家庭生活と職業生活の充実

施策項目	施策内容	状況
男女共同参画社会づくりの推進	各種講座や研修を通し、子育ての男女相互協力への人材育成と啓発を進めます。	継続して実施している。
雇用対策の推進	職業相談室の充実を進めます。	継続して実施している。
	中野地域職業訓練センターを活用し、職業能力開発のための施策を進めます。	中野地域職業訓練センターに委託して、講座、相談業務等を実施している。
	雇用確保人材育成事業等を推進します。	中野地域職業訓練センターに委託しパソコン講座を開催している。

### 施策4 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実

施策項目	施策内容	状況
多様な保育サービスの提供	保護者の勤務時間等に対応するため、延長保育の充実を推進します。	全園で実施している。
	保護者の負担軽減や就労形態に対応するため、一時的保育、休日保育を推進します。	一時的保育は4園、休日保育は1園で実施している。
	病気の治療中又は回復期の児童を支援するため、病児・病後児保育を実施します。	病児・病後児保育を1園、病後児保育のみを1園で実施している。
	児童の個性を豊かに育む環境を提供するため、老朽化した保育所の整備を計画的に進めます。	H28年度 みなみ保育園 H31年度 平岡保育園
保育サービスの質の向上	保育サービス向上のための保育所職員研修等を進めます。	計画的に実施している。
	保育所に苦情相談窓口を設置し、苦情相談に対応します。	継続して実施している。
	認可外保育施設の児童の処遇向上を図るため、運営費を補助します。	1施設に対して補助を実施している。
	地域のお年寄りと積極的に交流します。	継続して実施している。
放課後の児童の健全な育成	放課後児童クラブ、児童センターを開設します。	継続して実施している。
	地域における児童の遊び場の整備を支援します。	児童の遊び場整備事業補助金により実施している。
	障がい児の自立支援の促進を図るため、適切な遊びや生活の場を提供します。	放課後等デイサービス給付により実施している。

施策5 特別な援助を要する家庭への支援

施策項目	施策内容	状況
ひとり親家庭への支援	経済的自立や生活意欲の助長を図るための母子福祉資金の貸付けや医療費の一部の助成等経済的支援をします。	継続して実施している。
	生活支援のための人材派遣をします。	H30年3月に県の制度とともに廃止
	母子自立支援員を配置し、生活全般の相談と自立に必要な指導助言をします。	継続して実施している。
	生活の安定と自立を援助するため、児童扶養手当を支給します。	制度どおり実施している。
	暴力により緊急に保護する必要がある母子を支援します。	継続して実施している。
障がいのある子どもへの支援	時間単位での介護サービスを支援します。	タイムケア委託事業により実施している。
	日常生活の利便を図るため、補装具や日常生活用具の給付等をします。	日常生活用具給付等事業により実施している。
	福祉手当や特別児童扶養手当を支給します。	制度どおり実施している。
	身体介護等日常生活や集団生活への適応訓練を支援します。	児童発達支援の提供により実施している。
	障がい児保育や特別支援教育をします。	保育所等訪問支援の提供により実施している。
	発達障がい等の障がいのある子どもに対して相談支援をします。	発育発達相談、個別相談他

③基本目標3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

施策1 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成

施策項目	施策内容	状況
子どもの権利を尊重する気風の醸成	日頃から、虐待を許さない社会づくりなど子どもに対する人権意識の高揚を推進します。	継続して実施している。
	毎年5月5日（こどもの日）から一週間の「児童福祉週間」において、児童福祉のスローガン等を広報等で周知し、児童福祉の理念の周知と児童を取り巻く諸問題の社会喚起を推進します。	ホームページでの啓発を行っている。
	毎年11月11日から1か月間の「児童虐待防止推進月間」において、児童虐待防止の啓発を推進します。	パンフレットやオレンジリボンを活用して啓発を行っている。

施策2 子どもを見守る地域社会の連携

施策項目	施策内容	状況
青少年対策事業の実施	少年育成センターを設置し、少年補導活動や有害環境の浄化活動を実施します。	少年育成委員による街頭補導活動、環境美化活動に取り組んでいる。
	青少年問題協議会を設置し、関係機関と連携を深めるとともに市民集会の開催、街頭啓発活動等を行います。	継続して実施している。
	地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、青少年健全育成団体の活動を支援します。	各団体への補助を実施し、支援している。

施策3 子どもに関する相談体制の充実

施策項目	施策内容	状況
子ども相談の実施	子ども相談室に専門の相談員を配置し、面談・電話相談等により乳幼児から満18歳までの子ども相談を進めます。	子ども家庭総合支援拠点を設置し、専門の資格を有する職員で相談対応を行っている。
巡回児童相談等の実施	子育て支援センターにおいて、保健師、心理士による保健心理相談を進めます。	継続して実施している。
	保健師・心理士等が保育所、幼稚園を巡回し、保育活動等における発育発達相談を進めます。	専門機関に委託し実施している。
	長野県中央児童相談所の判定員による巡回児童相談を進めます。	継続して実施している。
保育所等における子育て相談の実施	保護者の悩みを解消するため、保育士等による乳幼児の子育て相談を進めます。	継続して実施している。
子どもサポート連絡協議会の開催	虐待をはじめとする要保護児童や暴力行為等の問題を抱える子どもとその保護者の適切な保護や支援を進めるため、中野市子どもサポート連絡協議会を開催し、支援に努めます。	地域の関係機関と連携し、必要とされる支援の調整に努めている。



#### ④基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

##### 施策1 多様な体験機会の拡大と自立を促す企画・事業の充実

施策項目	施策内容	状況
子どもたちが主体的に取り組める体験の場づくりと機会の提供	地域や公民館・図書館等において、研修会や子どもたちが主体的に取り組める生活・自然体験、芸術・文化体験等の場づくりと機会を提供します。	図書館、博物館、公民館等で体験活動を実施している。また、地域の育成会事業等への補助を実施している。
	学校間・異年齢間の交流を図り、子どもたちの自主性や創造性を育むための活動を促進します。	リーダ研修会、ポップ教室により実施している。

##### 施策2 思春期の心と身体の健康づくり

施策項目	施策内容	状況
健康教育・相談事業の実施	地域、学校等を訪問し、健康教育を行うほか、個々のケースに対応し、家庭訪問を実施します。	保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が実施している。
心の健康相談の実施	心の問題に対して、こころの専門医による個別健康相談を行います。	こころの健康相談により実施している。
学習機会の提供	次世代の親となる中学生のための子育て理解講座を開催します。	全中学の全学年に対し、1回ずつ実施している。

##### 施策3 子どもの活動を支援する施策

施策項目	施策内容	状況
青少年健全育成会等への支援	地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、青少年健全育成会等への支援を推進します。	市青少年健全育成会連絡協議会及び各地区青少年健全育成会への補助を実施している。
P T A活動の実施	保護者と教師が連携を密にし、研修会の開催や各種集会への参加により教育環境の向上を図ります。	継続して実施している。



施策4 魅力ある学校教育の推進

施策項目	施策内容	状況
小・中学校の充実	<p>【安全の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒に防犯ブザーを配布するなど、登下校時等の安全を確保します。</li> <li>・通学路のパトロール、登下校時の見守り・声かけなど地域ボランティアによる安全対策を促進します。</li> <li>・家庭、地域、学校、関係機関と連携し、防犯・防災等の連絡体制の充実を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄贈される防犯ブザーを配布している。</li> <li>・継続して実施している。</li> <li>・継続して実施している。</li> </ul>
	<p>【学校保健体育の充実】</p> <p>健康診断、健康管理、保健体育を充実し、児童生徒を健やかに育成します。</p>	<p>継続して実施している。</p>
	<p>【教職員研修の充実】</p> <p>教職員の能力開発、指導力の向上をめざした、自主的、自発的な研修を推進します。</p>	<p>計画的に研修を開催し実施している。</p>
	<p>【学校運営内容の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりに応じた指導を通じて、学力の基礎・基本の定着を進めます。</li> <li>・各学校に応じた学校教育目標の具現化を図るための特色ある教育を推進します。</li> <li>・一人ひとりの個性や能力を伸ばし、自ら学び、自ら考える「生きる力」を育成します。</li> <li>・高度情報化に対応した情報活用能力を身につけるための情報教育を推進します。</li> <li>・異文化理解の向上を図るため、児童生徒の国際教育を推進します。</li> <li>・障がいのある児童生徒やその保護者の希望に応じられるよう関係機関と連携して、一貫した教育支援を推進します。</li> <li>・地域との連携を強化し、学校評議員制度等の活用を図り地域に開かれた学校づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して実施している。</li> <li>・継続して実施している。</li> <li>・各中学校区ごとに「教育力向上プラン」を策定し実施している。</li> <li>・ICT 機器を整備し情報活用能力の向上に努めている。</li> <li>・中学生海外短期留学、ALT の配置等を行った。</li> <li>・就学相談委員会、教育相談、特別教育支援員の配置等により実施している。</li> <li>・信州型コミュニティスクールを活用した。</li> </ul>

小・中学校の充実	<p>【心の教育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校、地域、行政が連携し、発達段階に応じた生活体験を通して他人を思いやる心豊かな人間性を育てる教育を推進します。</li> <li>地域を知り、地域を愛し、地域を誇りに思う心を育てる教育を推進します。</li> <li>いじめや不登校等の相談体制を充実するとともに、中間教室の運営等により児童生徒の自立に向けた支援を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して実施している。</li> <li>地域の方々との体験学習により、身近な地域を学ぶ地域学習事業を推進している。</li> <li>子ども相談室と連携し実施している。</li> </ul>
	<p>【教育環境の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校の適正な規模について、さらに検討を進めます。</li> <li>快適で安全な学習環境を維持するため校舎等の改修や修繕を計画的に進めます。</li> <li>総合的な学習や情報教育など、多様化する教育内容に応じた施設、設備の充実を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校及び中学校適正規模等基本方針に基づき小学校統合を推進した。</li> <li>計画的に実施している。</li> <li>計画的に実施している。</li> </ul>
関係機関との連携強化	幼稚園、保育所と小学校、中学校との連携を強化します。	継続して実施している。

## ⑤基本目標5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

### 施策1 快適な生活空間の整備

施策項目	施策内容	状況
子育てしやすい環境づくり	公共施設を中心に、市民ニーズに対応した環境整備を推進するなど、子育てしやすい環境づくりを進めます。	継続して実施している。
	地域における児童の遊び場の整備を支援します。	児童の遊び場整備事業補助金により実施している。
	「赤ちゃんの駅*」の充実に努めます。	市の施設9施設に設けている。

\* 外出中に授乳やおむつ替えなどのために、立ち寄ることができる施設

## 施策2 子どもの安心・安全の確保

施策項目	施策内容	状況
安全の確保	家庭、地域、学校、関係機関と連携し、防犯活動を進めます。	継続して実施している。
防犯対策事業の実施	通学路の環境整備を図るため防犯灯整備への支援を進めます。	地区からの要望を調整して整備を実施している。
	通学・通園時間を中心に青色防犯パトロールを実施し、犯罪被害を未然に防止します。	講習会（年1回）を開催し市の車両6台でパトロールを実施している。
交通安全教育関係事業の実施	家庭、学校、地域や関係機関、団体との相互連携により交通安全運動を推進します。	交通安全期間を中心に、関係機関、団体と連携し街頭啓発等を実施している。
	小学生を対象に正しい自転車の乗り方の知識及び技術を指導します。	全小学校で基本3・4年生対象に実施している。
	保育所等において、交通安全教室を開催します。	市保育所全園で年2回、交通安全教育支援センターによる開催と、毎月、保育士により教室を開催している。

## 施策3 子育ての男女相互協力への応援

施策項目	施作内容	状況
男女共同で行う子育てへの支援	固定的な性別役割分担意識を解消し、女性と男性が平等な立場で能力や個性を發揮できるよう、意識改革を進めます。	継続して実施している。
	各種講座や研修会を通し、男女共同の子育てへの啓発を推進します。	男女共同参画推進出前講座、男女共同参画セミナーの開催により実施している。
女性相談窓口の設置	専門の女性相談員を配置し、子育て中の悩みなどを抱えている女性の相談を受け、共に解決の道を探します。	電話相談及び面接相談により実施している。



## (2) 第1期計画期間の実績値

### ①教育・保育サービス

#### ■ 1号認定・2号認定（教育ニーズあり）

(人:実人数)

全体		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の 見込み	1号	44	48	43	65	43	73	41	72	39	
	2号(教育 ニーズあり)	169	96	164	100	164	106	157	86	151	
	A 合計	213	144	207	165	207	179	198	158	190	
確保の 内容	幼稚園	30	48	30	65	30	73	30	72	30	
	確認を受けな い幼稚園	230	230	230	230	230	230	230	230	230	
	B 合計	260	278	260	295	260	303	260	302	260	
B-A		47	134	53	130	53	124	62	144	70	

#### ■ 2号認定（教育ニーズなし）

(人:実人数)

全体		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の 見込み	2号	873	952	850	915	850	907	831	915	823	
	A 合計	873	952	850	915	850	907	831	915	823	
確保の 内容	保育園	1,044	1,044	1,044	1,044	1,014	1,014	1,014	988	988	
	認定こども園	97	97	97	97	97	97	97	97	97	
	B 合計	1,141	1,141	1,141	1,141	1,111	1,111	1,111	1,085	1,085	
B-A		268	189	291	226	261	204	280	170	262	

#### ■ 3号認定（0歳）

(人:実人数)

全体			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の 見込み	3号	0歳	92	88	99	78	105	77	111	89	116	
	A 合計		92	88	99	78	105	77	111	89	116	
確保の 内容	保育園		114	114	114	114	114	114	114	114	112	
	認定こども園		5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	地域型保育		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育		5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	B 合計		124	124	124	124	124	124	124	124	122	
B-A			32	36	25	46	19	47	13	35	6	

■ 3号認定（1・2歳）

（人:実人数）

全体			平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
見込の	3号	1・2歳	380	386	390	418	397	404	403	400	408	
	A 合計		380	386	390	418	397	404	403	400	408	
確保の内容	保育園		372	372	372	372	372	372	372	372	370	
	認定こども園		38	38	38	38	38	38	38	38	38	
	地域型保育		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	認可外保育		15	15	15	15	15	15	15	15	15	
	B 合計		425	425	425	425	425	425	425	425	423	
B-A			45	39	35	7	28	21	22	25	15	

②地域・子ども子育て支援事業

■ 妊婦健康診査（妊婦一般健康診査事業）

（人:延べ人数）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	4,704	4,252	4,648	4,819	4,536	4,392	4,424	3,815	4,340	
②確保の内容	4,704	4,252	4,648	4,819	4,536	4,392	4,424	3,815	4,340	
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

■ 乳児家庭全戸訪問事業

（人:実人数）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	341	329	336	281	332	315	324	294	316	
②確保の内容	341	329	336	281	332	315	324	294	316	
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

■ 養育支援訪問事業

（人:実人数）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画	実績								
①量の見込み	15	12	15	9	15	6	15	9	15	
②確保の内容	15	12	15	9	15	6	15	9	15	
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

■ 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業

（人:延べ人数 所）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	20,861	33,967	22,378	36,373	24,173	34,546	25,544	33,413	27,058	
②確保の内容	20,861	33,967	22,378	36,373	24,173	34,546	25,544	33,413	27,058	
②確保の内容 （か所数）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
②-①										

■ ファミリー・サポート・センター事業

(人:延べ人数)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画	実績								
①量の見込み	31	42	31	26	31	6	31	11	31	
②確保の内容	31	42	31	26	31	6	31	11	31	
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

■ 一時預かり事業（幼稚園における一時預かりを除く）

(人:延べ人数)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	2,048	2,702	2,034	2,034	2,004	2,004	1,974	2,174	1,940	
②確保の内容	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	
②-①	2,152	1,498	2,166	2,166	2,196	2,196	2,226	2,026	2,260	

■ 延長保育事業

(人:実人数)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	560	476	586	458	624	414	653	387	688	
②確保の内容	600	600	600	600	650	650	660	660	690	
②-①	40	124	14	142	26	236	7	273	2	

■ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

(人:延べ人数)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
①量の見込み	618	268	634	476	646	538	655	512	663	
②確保の内容	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	
②-①	1,782	2,132	1,766	1,924	1,754	1,862	1,745	1,888	1,737	

■ 利用者支援事業

(か所)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	計画	実績								
①量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
②確保の内容	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

(人:実人数)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
①量の 見込み	低学年	385	329	398	367	410	362	427	396	437	
	高学年	207	73	218	85	223	83	233	76	238	
	合計	592	402	616	452	633	445	660	472	675	
②確保の内容		801	801	801	801	801	801	801	801	801	
②-①		209	399	185	349	168	356	141	329	126	



## **第3章 計画の基本的な考え方**

## 1 計画の基本理念

中野市が第2次中野市総合計画（基本構想・前期基本計画）に掲げる「未来のふるさとを担う子どもたちを育むまちづくり」の実践を目指し、本計画における子ども・子育て支援の基本理念を次のとおり定めます。

なお、この基本理念は、これまで本市が次代を担う子どもの育成に関して掲げてきた理念を継承するものであり、この理念に沿い子どもの最善の利益を実現させるため、家庭・地域・社会が一体となって子育ての総合的な取り組みを推進していきます。

**子どもの健やかな成長をみんなで支え、  
安心して子育て・子育てができる 中野市**

将来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、安心して家庭や地域で子育て・子育てができるよう、また、子どもとともに親も成長していけるよう社会全体で支えていきます。

地域の人々の温かいまなざしと支えのなかで、子どもたちがすくすくと成長し、世代を超えたすべての住民を結び、子どもの元気をふるさとの未来につなげる、そんな輝くまちを目指します。

## 2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を設定し、子ども・子育て支援法の趣旨・目的に則った総合的な施策の展開を図ります。

### 基本目標 1 健やかに生み育てる環境づくり

全ての子どもの健やかな成長と母と子の健康増進に向けて、妊娠から子育てまで継続した支援を推進します。

また、父親、母親が共に子育てを担うことへの意識の啓発や、妊娠・出産・育児に対する不安・育児困難に対する対応を充実させる取り組みを推進していきます。

## 基本目標 2 子育て家庭を支援する体制づくり

全ての人が多様なライフスタイルを選択し、仕事と子育てが両立できるよう、支援策や多様な教育・保育サービスの充実を図ります。

また、子育てにかかわる経済的な支援に努め、ひとり親家庭への就業支援や日常生活支援、障がいのある子どもの自立や社会参加へ向けた支援など、援助を必要とする家庭が安心して子育てできるよう支援をし、子育てをすることへの喜びを実感できる環境づくりに取り組みます。

## 基本目標 3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

国連で採択された「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)が定める、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を確保し、全ての子どもが持つ権利や自由が最大限に尊重される社会の実現に努めます。

また、子どもの健全な成長を地域全体で見守る活動の推進を図ります。

## 基本目標 4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

保育園、幼稚園、認定こども園、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割をもって連携し協力しあいながら、地域社会全体で次代を担う子どもを育てる意識の高揚と家庭や地域における教育力の向上を図り、子ども自身がたくましく自ら育つ「子育て」を支援していきます。

また、そのための自然体験や社会体験、生活体験などの子どもが自ら挑戦する機会の充実を図ります。

## 基本目標 5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもを健やかに生み、安心して育てるため、子どもや子育て家庭に配慮した生活空間の整備に努めるとともに、地域ぐるみで交通安全対策や防犯対策に取り組み、安全で快適に暮らせるやさしいまちづくりを推進します。

また、子育てにおいて男女が相互に協力しあう意識啓発を積極的に推進します。



## 第4章 施策の展開

## 第2期子ども・子育て支援計画の体系

第2期子ども・子育て支援計画は、基本理念のもと、5つの基本目標別に子ども・子育て支援施策を進めるものとします。

〔基本理念〕

子どもの健やかな成長をみんなで支え、  
安心して子育て・子育てできる  
中野市

〔基本目標〕

1 健やかに生み育てる環境づくり

2 子育て家庭を支援する体制づくり

3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

〔施策〕

〔施策項目〕

(1) 安全な妊娠・出産への支援

・妊婦一般健康診査の実施・マタニティクラス等の開催  
・マタニティマークの普及・不妊・不育症治療に対する支援  
・子育て世代包括支援センター事業の実施

(2) 育児不安の軽減と虐待発生予防

・子育て情報の提供・出産後の不安の軽減・育児不安に対する相談・産婦健康診査の実施・子どもの虐待防止

(3) 子どもと母親への健康支援

・乳幼児健康診査の実施・母子保健訪問相談事業の実施  
・予防接種の実施

(4) 食育の推進

・食を通じた子育て支援の実施  
・地産地消を生かした給食の提供

(5) 家族全員による子育て活動の促進

・「家庭の日」の推進・産前産後の休暇や育児休業制度の利用促進・父親を対象とした子育て活動の促進  
・保育参観等の実施

(1) 地域社会全体で子育て家庭を支援

・子育て支援センターを中心とする支援・子育てサークル等の拡充・ファミリー・サポート・センター事業の実施  
・子育て支援ショートステイ事業の実施

(2) 経済的な支援の取り組み

・子育て家庭への経済的支援・子どもの貧困対策

(3) 家庭生活と職業生活の充実

・男女共同参画社会づくりの推進・雇用対策の推進

(4) 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実

・多様な保育サービスの提供・保育サービスの質の向上  
・放課後の児童の健全な育成

(5) 特別な援助を要する家庭への支援

・ひとり親家庭への支援・障がいのある子どもへの支援

(1) 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成

・子どもの権利を尊重する気風の醸成

(2) 子どもを見守る地域社会の連携

・青少年対策事業の実施

(3) 子どもに関する相談体制の充実

・子ども相談の実施・発育発達相談等の実施  
・保育所等における子育て相談の実施・子どもサポート連絡協議会の開催・いじめ問題対策連絡協議会の開催

(1) 多様な体験機会の拡大と自立を促す企画・事業の充実

・子どもたちが主体的に取り組める体験の場づくりと機会の提供・子どもカフェへの支援

(2) 思春期の心と身体の健康づくり

・健康教育・相談事業の実施・心の健康相談の実施  
・学習機会の提供

(3) 子どもの活動を支援する施策

・青少年健全育成会等への支援・PTA活動の実施  
・インターネットの適切・安心・安全な利用の普及啓発  
・情報モラル教育の推進

(4) 魅力ある学校教育の推進

・小・中学校の充実・関係機関との連携強化

(1) 快適な生活空間の整備

・子育てしやすい環境づくり

(2) 子どもの安心・安全の確保

・安全の確保・防犯対策事業の実施  
・交通安全教育関係事業の実施

(3) 子育ての男女相互協力への応援

・男女共同で行う子育てへの支援  
・女性相談窓口の設置

## 1 健やかに生み育てる環境づくり

### (1) 安全な妊娠・出産への支援

子どもが健やかに生まれ、安心して成長していくためには、母子が心身ともに健康であることが大切です。そのためには、妊娠から子育てまでの継続した支援をする必要があります。日常生活全般にわたる、きめ細かな健康管理への支援をはじめ、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減を図る心のケアに取り組んで行くことが重要です。

子育てについての知識、親になるための準備として育児について学ぶ機会の確保や情報を共有し合える支援が求められています。

これらの課題を踏まえ、新しく芽生えた生命を大切に育み、安心して子育てが始められるように環境を整備していきます。

施策項目	施策の内容
妊婦一般健康診査の実施	妊娠期の健康管理及び安全安心な出産を目指し、妊婦の健康診査を進めます。
マタニティクラス等の開催	夫婦や家族が、妊娠・出産・育児について楽しく学びながら、妊娠期を心身ともに健康で過ごせるよう、仲間づくりや育児不安の解消の場として教室を開催します。
マタニティマークの普及	妊娠初期は、外見では妊婦とわかりづらいことから、マタニティマークを身につけることにより周囲に妊娠していることを知らせ、妊婦への配慮を促します。
不妊・不育症治療に対する支援	不妊治療及び不育症治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、支援を進めます。
子育て世代包括支援センター事業の実施	妊産婦、乳幼児の状況を把握し、必要に応じ関係機関と連携を図りながら妊娠期から子育て期まで一貫した切れ目のない支援を行います。

### (2) 育児不安の軽減と虐待発生予防

少子化の進行や地域における連帯感の希薄化により、育児の孤立など、多くの母親が妊娠・出産・育児において不安を抱えている状況がみられます。

また、親の精神的未熟さや、育児、仕事などの社会生活上のストレス等、様々なことが起因して、我が子を虐待してしまう親の増加が問題となっています。児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法が改正され、親の子どもへの体罰の禁止が厳格化されました。今後も、様々な困難ケースに対して、要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携し、適切な支援を行っていきます。

子どもの健全な発育、発達を促すためには、乳幼児期において愛情溢れる良好な親子関係の確立が何より重要です。

これらの課題を踏まえ、育児をする親の孤立を防ぎ、安心して子育てをしていくことができるよう支援を行っていきます。

施策項目	施策の内容
子育て情報の提供	子育て家庭向けに、行政及び地域が実施している子育て支援事業や子育てに関する情報を提供します。

出産後の不安の軽減	出産後、特に保健指導を必要とする産婦及び新生児へ産後ケア事業等の支援を進めます。
育児不安に対する相談	育児不安や、わが子への虐待不安を感じている保護者の相談を進めます。
産婦健康診査の実施	産後うつ等の予防や新生児の虐待予防等を図るため、産婦の健康診査を進めます。
子どもの虐待防止	児童虐待は身近で起こり得る生命の危機と捉え、関係機関との連携により、児童虐待の防止及び早期発見に努めます。

### (3) 子どもと母親への健康支援

乳幼児期に確立された生活リズムは、健康状態に大きな影響を与るとともにその後の生涯にわたる生活習慣の基盤となるため、乳幼児期から健康的な生活習慣を身につけていくことが大切です。

特に、乳幼児期においては、親の生活習慣が子どもに大きく影響することから、親自身の健康づくりに対する啓発等も必要です。

これらの課題を踏まえ疾病の予防対策として、好ましい食習慣や正しい生活リズムの確立への支援などを進め、乳幼児期から始める生活習慣病の予防対策を推進していきます。

施策項目	施策の内容
乳幼児健康診査の実施	乳幼児の発育や発達の状況を確認し、健康保持増進及び医療等の適切な援助を行うため、健康診査を実施します。
母子保健訪問相談事業の実施	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と、疾病等の早期発見及び育児不安の軽減を図るため、妊産婦、新生児等に対し、保健師による家庭訪問指導を行います。
予防接種の実施	感染症の予防を図るため各種予防接種を実施します。

### (4) 食育の推進

ライフスタイルの多様化に伴い、利便性や効率性が追及され、食にかかわる環境が大きく変化してきています。正しい食習慣は身体だけでなく豊かな人間性の形成と良好な家族関係づくりに欠くことのできないことであり、特に乳幼児期から思春期において、望ましい食生活の定着化を図ることが重要です。

そのためには、それぞれの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めていくことが大切となります。

これらの課題を踏まえ、保健分野、教育分野、農業分野をはじめとする様々な分野と連携し、食に関する情報提供、地元食文化の継承、食事づくり等の体験活動や土とふれあい、自然を学び、農業を地域の産業として再認識する取り組みを進めていきます。

施策項目	施策の内容
食を通じた子育て支援の実施	乳幼児期から各発達段階に応じ、子どもとその保護者に栄養指導などの食を通じた子育て支援を進めます。
地産地消を生かした給食の提供	保育所給食等の食材に、安全・安心でおいしい地元産の食材を取り入れることにより、食と地域農業への関心を高めます。

## (5) 家族全員による子育て活動の促進

家族全員で子育てに参加することは、特定の家族に偏りがちな子育ての負担を軽減するとともに、子ども的人格形成にも好影響を与えと考えられます。

このため、家族全員による子育てを促進し、また、子どもの情緒の安定を育み、他人に対する尊敬や思いやりを持てるような子育てが求められています。

これらの課題を踏まえ、子育て中の家族が、話し合い、楽しみ合い、協力し合うため、ともに過ごす時間を伸ばす活動を推進していきます。

施策項目	施策の内容
「家庭の日」の推進	親子のふれあいを深め、ぬくもりのある家族づくりのため「家庭の日*」を推進します。
産前産後の休暇や育児休業制度の利用促進	産前産後の育児期にも安心して子育てができるように制度の利用を促進します。
父親を対象とした子育て活動の促進	父親に対して、育児の知識や技術を身につけ、父親同士で情報交換できるような機会を提供します。
保育参観等の実施	保育所において、家族が子どもと一緒に参加できる行事や交流機会を設け、子育て支援を促進します。

\*「家庭の日」は、毎月第3日曜日に家族一人ひとりが家庭のあり方を振り返り、青少年が豊かな情操を育むことができる家庭づくりをする日として定められました。

## 2 子育て家庭を支援する体制づくり

### (1) 地域社会全体で子育て家庭を支援

核家族化の進行や地域における関わりの希薄化により、育児する親が孤立することが危惧されています。

親の孤立や育児不安の解消を図り、安心して地域で子育てできる環境として、地域社会全体で子育て家庭を支援していく施策の充実を図ることで、共働き家庭のみならず、すべての家庭を対象とする支援を進めていきます。

施策項目	施策の内容
子育て支援センターを中心とする支援	地域全体で子育てを支援していく基盤づくりのため、専門スタッフを配置した子育て支援センター等において、育児相談や情報提供等を進めます。
子育てサークル等の拡充	子育てサークルに対する活動の場の提供を行い、乳幼児を持つ親同士のネットワークづくりを支援し、地域における自主的な子育てサークルの育成を図ります。
ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の援助が必要な人からの依頼に応じ、育児の援助が出来る人を紹介する相互援助活動の橋渡しを行います。
子育て支援ショートステイ事業の実施	保護者の疾病等により、家庭での保育が一時的に困難となった児童を児童養護施設において一定期間養育及び保護を行います。

## (2) 経済的な支援の取り組み

地域経済の低迷等により、家計に占める「子育て費用の負担の増大が出生率の低下の原因にも挙げられています。このため、子育て家庭への経済的支援を充実していく必要があります。また、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月には、この法律の一部を改正する法律が成立しました。貧困の世代間連鎖を断ち切るべく、子どもがいる貧困家庭への支援の充実を図ります。

このため、施策の拡充に取り組んでいくとともに、国や県に対しても制度の充実を求めていきます。

施策項目	施策の内容
子育て家庭への経済的支援	児童手当の支給、乳幼児等医療費の助成など子育て家庭への支援を進めます。
	3歳から5歳までの幼児教育・保育の利用料を無償化します。
	3歳未満児の保育所の保育料を国の徴収基準額より軽減します。
	経済的理由で就学困難な児童や生徒の保護者に対し必要な援助を行います。
	奨学基金による援助を行います。
子どもの貧困対策	経済的理由で入院助産が困難な妊産婦に対し、入所措置を行い、援助します。
	社会全体で理解を深めることが欠かせないことから、民間での活動の担い手の確保や地域における連携支援を、関係機関とともに継続してサポートしていきます。
	子どもの学習支援、居場所づくり、高校卒業資格の取得といった支援を行います。
	保護者の就労支援や働くことに悩みを持つ若者に一般就労に向けた訓練等の支援を行います。

## (3) 家庭生活と職業生活の充実

子育てに関する不安感や負担感として、配偶者の協力や理解の不足が挙げられています。

また若い世代では、安心して家庭を築き、子どもを産み育てることができるための経済的に自立した生活への支援が求められています。

これらの課題を踏まえ、男女が共に家庭における役割を担うことの啓発、全ての人が家庭と仕事のバランスがとれる多様な働き方を選択出来るよう情報提供を進めていきます。

また、若い世代が安心して家庭を築き、子どもを生み育てることが出来るよう、安定就労を促進するための施策を推進します。

施策項目	施策の内容
男女共同参画社会づくりの推進	各種講座や研修を通し、子育ての男女相互協力への人材育成と啓発を進めます。
雇用対策の推進	職業相談室の充実を進めます。
	中野地域職業訓練センターを活用し、職業能力開発のための施策を進めます。
	雇用確保人材育成事業等を推進します。

#### (4) 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実

近年は女性の就労率の上昇や育児休業制度の充実などにより、出産後も保育所などを利用して就労を継続したいという意向が強くなっています。また、就労形態も多様化していることから多様な保育サービスも求められています。

これらの課題を踏まえ、多様な保育ニーズへの対応に取り組むとともに、安全な保育環境のもとで質の高い保育サービスの提供に努めていきます。

施策項目	施策の内容
多様な保育サービスの提供	保護者の勤務時間等に対応するため、延長保育を実施します。
	保護者の負担軽減や就労形態に対応するため、一時的保育、休日保育を実施します。
	病気の治療中又は回復期の児童を支援するため、病児・病後児保育を実施します。
	児童の個性を豊かに育む環境を提供するため、老朽化した保育所の整備を計画的に進めます。
保育サービスの質の向上	保育サービス向上のための保育所職員研修等を実施します。
	保育所に苦情相談窓口を設置し、苦情相談に対応します。
	認可外保育施設の児童の処遇向上を図るため、運営費を補助します。
	地域のお年寄りと積極的に交流します。
放課後の児童の健全な育成	放課後児童クラブ、児童センターを開設します。
	地域における児童の遊び場の整備を支援します。
	障がい児の自立支援の促進を図るため、適切な遊びや生活の場を提供します。

#### (5) 特別な援助を要する家庭への支援

ひとり親家庭への就業支援や日常生活支援、発達障がいを含む障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた支援など、全ての子どもが幸せな家庭生活を送れるような取り組みが必要とされています。

これらの課題を踏まえて、公的機関や民間事業者と連携を図りながら、ニーズに応じた乳幼児期から成年期までの福祉の充実に努めていきます。

施策項目	施策の内容
ひとり親家庭への支援	経済的自立や生活の安定を図るための母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けや医療費の助成など経済的支援をします。
	母子父子自立支援員を配置し、生活全般の相談と自立に必要な指導助言をします。
	生活の安定と自立を援助するため、児童扶養手当を支給します。
	暴力により緊急に保護する必要がある母子を支援します。
障がいのある子どもへの支援	時間単位での介護サービスを支援します。
	日常生活の利便を図るため、補装具や日常生活用具の給付等をします。
	医療費の助成や特別児童扶養手当を支給します。
	身体介護等日常生活や集団生活への適応訓練を支援します。
	障がい児保育や特別支援教育をします。
	発達障がい等の障がいのある子どもに対して相談・支援をします。
	特別支援学級に在籍する児童や生徒の保護者に対し就学のための経済的支援を行います。
第1期障がい児福祉計画の推進を図ります。	

### 3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

#### (1) 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成

虐待やいじめ、不登校、援助交際など、子どもを取り巻く問題はより一層深刻化している状況です。

このため、「児童の権利に関する条約」に定められた子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利の確保をめざし、「子どもの権利」を尊重する風土を醸成する取り組みを進めます。

施策項目	施策の内容
子どもの権利を尊重する風土の醸成	日頃から、虐待を許さない社会づくりなど子どもに対する人権意識の高揚を推進します。
	毎年5月5日(こどもの日)から一週間の「児童福祉週間」において、児童福祉のスローガン等を広報等で周知し、児童福祉の理念の周知と児童を取り巻く諸問題の社会喚起を推進します。
	毎年11月の「児童虐待防止推進月間」において、児童虐待防止の啓発を推進します。

#### (2) 子どもを見守る地域社会の連携

次代を担う子どもたちの健全育成には、有害環境を浄化し、地域で健やかに暮らせるまちづくりを進める必要があります。

子どもに関わる情報を的確に収集・提供出来る体制の整備を図るとともに、ボランテ

ィア団体や学校、行政等も含めた関係団体の連携の強化を図ります。

施策項目	施策の内容
青少年対策事業の実施	少年育成センターを設置し、少年補導活動や有害環境の浄化活動を実施します。
	青少年問題協議会を設置し、関係機関と連携を深めるとともに市民集会の開催、街頭啓発活動等を行います。
	地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、青少年健全育成団体の活動を支援します。

### (3) 子どもに関する相談体制の充実

子どもたちや保護者の悩みを少しでも解消するためには、問題行動の早期発見や適切な助言など、一層の支援体制を築く必要があります。

児童虐待、発達遅れ、いじめ、不登校等様々な問題を抱える子どもや家庭に対しての相談・支援の充実を図るため、相談者のプライバシーを保護するための環境整備、相談員の資質の向上に努め、専門相談機関と一層の連携を図りながら、お互いに情報収集・情報提供や協力依頼ができる連携体制の構築を推進します。

施策項目	施策の内容
子ども相談の実施	子ども相談室に専門の相談員を配置し、面談・電話相談等により乳幼児から18歳までの子ども相談を進めます。
発育発達相談等の実施	子育て支援センターにおいて、保健師等による保健相談等を進めます。
	発達障がいサポートマネージャー等が保育所、認定こども園、幼稚園を巡回し、保育活動における発育発達相談を進めます。
保育所等における子育て相談の実施	保護者の悩みを解消するため、保育士等による乳幼児の子育て相談を実施します。
子どもサポート連絡協議会の開催	虐待をはじめとする要保護児童や暴力行為等の問題を抱える子どもとその保護者の適切な保護や支援を進めるため、中野市子どもサポート連絡協議会を運営し、支援に努めます。
いじめ問題対策連絡協議会の開催	児童生徒のいじめ問題の克服に向けて、学校、地域、関係機関等が連携を図り、いじめ防止等の取り組みについて協議します。

## 4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

### (1) 多様な体験機会の拡大と自立を促す企画・事業の充実

核家族化、共働き家庭の増加などが要因で子どもたちが家族と過ごす時間が減るとともに、子ども同士が集団で過ごす機会が減少していることで、社会性の不足や規範意識も希薄になってきていることが指摘されています。

子どもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心豊かな人間性を育てていくため、多様な体験を通じた遊びや学習の機会の提供を進めます。

施策項目	施策の内容
子どもたちが主体的に取り組める体験の場づくりと機会の提供	地域や公民館・図書館等において、研修会や子どもたちが主体的に取り組める生活・自然体験、芸術・文化体験等の場づくりと機会を提供します。
	学校間・異年齢間の交流を図り、子どもたちの自主性や創造性を育むための活動を促進します。
子どもカフェへの支援（子ども食堂）	広報誌やホームページ等により子どもカフェに関する情報を提供し、理解の促進を図ります。
	市の公共施設や地域の施設の利用調整等を行うほか、子どもカフェの取り組みを応援していただける関係機関へ協力要請を行います。

## （２）思春期の心と身体健康づくり

思春期は身体的、精神的変化が大きく、二次性徴の発現・成熟とともに成長のサポートが見られる反面、精神的には不安定になりやすく、適応障がいなどの思春期特有の精神的トラブルも発生しやすくなっています。

また、近年の社会環境の変化を反映して、いじめ、不登校などの心の問題は深刻化してきています。

これらの課題を踏まえ、心身ともに健やかな子育ての取組みの強化と、心の問題を抱える子どもとその家族への支援の充実を図っていきます。

思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や心の健康などの充実を図るとともに、保健、医療、福祉、教育の関係者の連携を一層強化し、家庭、学校、地域における効果的かつ総合的な支援を進めていきます。

施策項目	施策の内容
健康教育・相談事業の実施	地域、学校等を訪問し、健康教育を行うほか、個々のケースに対応し、家庭訪問を実施します。
心の健康相談の実施	心の問題に対して、こころの専門医による個別健康相談を行います。
学習機会の提供	次世代の親となる中学生のための子育て理解講座を開催します。

## （３）子どもの活動を支援する施策

学童期・思春期は言うまでもなく人格を形成する時期にあり、家庭、学校など地域全体で子どもたちを育てていくことが必要です。

また、社会環境の変化に伴い、その育成機能を向上させていくことも重要なことです。

これらの課題を踏まえ、子どもの育成に関わる家庭、学校、地域がそれぞれの役割をもって連携し、協力しあいながら、子どもたちが学習や遊びなどの活動しやすい環境を整備していきます。

近年、スマートフォンなどの情報機器端末が普及し、手軽に情報が入手でき、SNSなどのコミュニケーションツールにより多くの人とつながることができるなど、便利になる一方で、不特定多数の人とのつながりから、危険に遭遇する機会も増え、連れ去り

などの犯罪に巻き込まれるケースも増えています。家庭・学校・地域の連携のもと、有害情報やインターネットを介した犯罪から子どもを守るため、発達段階に応じた、情報機器の適切な利用啓発や、モラル対策の学習会などを行い、社会全体で子どもを守っていく気運を高め、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

施策項目	施策の内容
青少年健全育成会等への支援	地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するため、青少年健全育成会等への支援を推進します。
PTA 活動の実施	保護者と教師が連携を密にし、研修会の開催や各種集会への参加により教育環境の向上を図ります。
インターネットの適切・安心・安全な利用の普及啓発	子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフトまたはサービスの普及促進等に努め、有害情報から子どもを守ります。 各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、情報モラル教育を推進します。
情報モラル教育の推進	各学校で ICT 教育推進と共に情報モラル教育を推進します。また、SNS ルールづくりを検討します。

#### (4) 魅力ある学校教育の推進

少子化を背景とする時代の変化に対応できるたくましい子どもを育てるため、心豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成していくことが重要となっています。

これらの課題を踏まえ、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で発揮できるような教育を推進しています。

また、家庭や地域との連携を図りながら、社会全体で子どもを育てるための教育環境を整え、子どもたちの「生きる力」を育てていきます。

施策項目	施策の内容
小・中学校の充実 【安全の確保】	通学路のパトロール、登下校時の見守り・声かけなど地域ボランティアによる安全対策を促進します。 家庭、地域、学校、関係機関と連携し、防犯・防災等の連絡体制の充実を進めます。
小・中学校の充実 【学校保健体育の充実】	健康診断、健康管理、保健体育を充実し、児童生徒を健やかに育成します。
小・中学校の充実 【教職員研修の充実】	教職員の能力開発、指導力の向上をめざした、自主的、自発的な研修を推進します。
小・中学校の充実 【学校運営内容の充実】	一人ひとりに応じた指導を通じて、学力の基礎・基本の定着を進めます。 各学校に応じた学校教育目標の具現化を図るための特色ある教育を推進します。 情報活用能力を生かして、新しい時代に生きる力を身につけるため ICT 教育を推進します。 異文化理解の向上を図るため、児童生徒の外国語教育を推進します。 障がいのある児童生徒に対し、関係機関と連携して、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

小・中学校の充実 【学校運営内容の充実】	学校と地域住民の協働による地域に開かれた信頼される学校づくりのため、信州型コミュニティスクールを推進します。
小・中学校の充実 【心の教育の充実】	学校、地域、行政が連携し、発達段階に応じた生活体験を通して他人を思いやる心豊かな人間性を育てる教育を推進します。
	地域を知り、地域を愛し、地域を誇りに思う心を育てる教育を推進します。 いじめや不登校等の相談体制を充実するとともに、適切な支援により児童生徒の自立に向けた取り組みを推進します。
小・中学校の充実 【教育環境の充実】	快適で安全な学習環境を維持するため校舎等の改修や修繕を計画的に進めます。 総合的な学習や情報教育など、多様化する教育内容に応じた施設、設備の充実を進めます。
関係機関との連携強化	幼稚園、保育所と小学校、中学校との連携を強化します。

## 5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

### (1) 快適な生活空間の整備

子育て中の保護者等が外出する際に、子どもが幼少であることで制限をされる、また困ることが多く存在します。そのため、安心して子育てをするためには、子どもを連れていても気軽に外出できる、安全で快適な生活環境を整備する必要があります。

このため、公共的施設を中心に子育てがしやすいよう環境を整備し、子どもを育てる家庭に配慮したまちづくりを推進します。

施策項目	施策の内容
子育てしやすい環境づくり	公共施設を中心に、市民ニーズに対応した環境整備を推進するなど、子育てしやすい環境づくりを進めます。
	地域における児童の遊び場の整備を支援します。
	「赤ちゃんの駅 <sup>*1</sup> 」の充実に努めます。
	「WEラブ赤ちゃんプロジェクト <sup>*2</sup> 」の普及に努めます。

\*1 外出中に授乳やおむつ替えなどのために、立ち寄ることができる施設

\*2 公共施設などの場に「泣いてもいいよ!」とポスター、ステッカーを掲載するもの

### (2) 子どもの安心・安全の確保

通学・通園途中に発生する事故や子どもが被害者となる犯罪の増加が懸念される所です。

子どもを交通事故から守るため、子ども一人ひとりに交通ルールを身につけさせる交通安全教育に力を入れる必要があります。

また、インターネットやスマートフォン利用のための新しい知識共有やそれらを利用した不審者情報の共有など、子どもたちを犯罪から守るため、防犯に配慮した活動の充実が必要となっています。

これらの課題を踏まえ、学校、地域、関係機関の一層の連携により、地域ぐるみで安

心・安全の確保の取り組みを推進していきます。

施策項目	施策の内容
安全の確保	家庭、地域、学校、関係機関と連携し、防犯活動を進めます。
防犯対策事業の実施	通学路の環境整備を図るため防犯灯整備への支援を進めます。
	通学・通園時間を中心に青色防犯パトロールを実施し、犯罪被害を未然に防止します。
交通安全教育関係事業の実施	家庭、学校、地域や関係機関、団体との相互連携により交通安全運動を推進します。
	小学生を対象に正しい自転車の乗り方の知識及び技術を指導します。
	保育所等において、交通安全教室を開催します。

### (3) 子育ての男女相互協力への応援

社会構造の変化等により男性の家事や育児への参加が国際的潮流となっているなか、日本では性別役割分担意識が父親の長時間労働、母親の孤立などが、家族の絆や育児に悪影響を与えています。

これらの課題を踏まえ、女性の社会進出が進むなかで、男女が協力し合い、子育てを行うことへの理解を深めるための取り組みを進めます。

施策項目	施策の内容
男女共同で行う子育てへの支援	固定的な性別役割分担意識を解消し、女性と男性が平等な立場で能力や個性を発揮できるよう意識改革を進めます。
	各種講座や研修会を通し、男女共同の子育てへの啓発を推進します。
女性相談窓口の設置	専門の女性相談員を配置し、子育て中の悩みなどを抱えている女性の相談を受け、共に解決の道を探します。

## 6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

### (1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

子ども・子育て支援制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指し、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ認定こども園の普及に努めます。

本市においては、幼保連携型認定こども園が1か所、設置・運営されています。

### (2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

すべての子どもの健やかな育ちを目指し、保育士等の資質向上、人材の確保や育成に努めます。

- ① 障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、各種

研修会に参加します。

② 国の制度等を活用し、保育士の処遇改善に努めます。

### **(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実**

乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、質の高い教育・保育の提供に努めるとともに、子育て支援体制及び環境の確保、人材の育成などに努めます。

### **(4) 幼稚園や保育所、認定こども園等と小学校との連携**

幼稚園・保育所等と小学校の児童との交流や、職員間の連携を通じて小学校への円滑な接続の支援に努めます。



## **第5章 子ども・子育て支援施策**



## 1 子ども・子育て支援制度の事業体系

### (1) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じた子育て支援体制の充実を図ることとしています。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められています。本計画では、今後5年間で13事業を核にして展開し、地域の子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

#### 地域子ども・子育て支援事業

No	対象事業	対象年齢
1	利用者支援事業	0～5歳 小1～6年
2	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
3	妊婦一般健康診査	
4	乳児家庭全戸訪問事業	
5	養育支援訪問事業	
6	子育て短期支援事業(ショートステイ)	0～18歳
7	ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳 小1～6年
8	一時預かり事業 幼稚園における在園児対象 一時預かり事業 保育所その他	3～5歳 0～5歳
9	延長保育事業	0～5歳
10	病児保育事業	0～5歳
11	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	小1～6年
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

## 2 教育・保育提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して、利用者が幅広い選択肢の中から、登園、通勤の利便性や教育の独自性を考慮して希望する園を選択できるように、市内全域を一つの区域として設定します。

ただし、放課後子ども総合プラン(放課後児童クラブ等)は事業実施の単位が小学校区であることから、小学校区とします。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の施策について

#### (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

**今後の方針** 妊産婦、乳幼児の状況を把握し、必要に応じ関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を継続して実施します。

(か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	1	1	1	1	1

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行う事業です。

**今後の方針** 親子で参加出来る行事の計画、子育てサークル活動の援助、保護者の育児不安に対する相談等を積極的に行い、利用者に寄り添った事業を継続して実施します。

(か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	4	4	4	4	4

#### (3) 妊婦一般健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

**今後の方針** 妊婦の健康管理及び母子の健康保持増進を図るうえで必要な事業であることから、継続して実施します。

(人:延べ人数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,242	4,144	4,032	3,976	3,850
確保方策	4,242	4,144	4,032	3,976	3,850

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

**今後の方針** 早期からの適切な支援が出来るよう、各家庭を訪問し、各家庭の状況に応じた指導、育児支援を継続して実施します。

(人:実人数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	303	296	288	284	275
確保方策	303	296	288	284	275

#### (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

**今後の方針** 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図り、養育支援の必要な家庭の居宅訪問、指導、助言等現在実施の内容を基本として実施していきます。また、関係機関との連携を密にして、支援が必要な対象者を発見し、虐待等を未然に防げるように必要な支援を実施します。

(人:実人数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	9	9	9	9	9
確保方策	9	9	9	9	9

#### (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

**今後の方針** 子育て家庭の負担の軽減を図るうえで必要な事業であることから、継続して実施します。

(人:延べ人数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	41	41	41	41	41
確保方策	41	41	41	41	41

## (7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

**今後の方針** 提供会員として登録していただくための研修会を開催し、子育てを地域で支援するための組織づくりを図ります。また、事業の周知を図り、引き続き提供会員の確保に努めます。

ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象） (人:延べ人数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

この事業は、幼稚園における在園児を対象とした預かり保育と保育所等における一時預かりに分けられます。

**今後の方針** 現行の体制を維持することを基本とし、必要な提供体制の確保を行っていきます。

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ・Ⅱを除く） (人:延べ人数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,012	1,971	1,926	1,885	1,836
確保方策①+②	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700
一時預かり事業①	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
ファミリーサポート事業②	300	300	300	300	300

## (9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

**今後の方針** 児童人口の減少とともに利用実績も減少傾向にあります。そのため、現行の体制を維持することを基本とし、必要な提供体制の確保を行っていきます。

(人:実人数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	407	398	389	385	377
確保方策	407	398	389	385	377

## (10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

**今後の方針** 現行の体制を維持することを基本とし、必要な提供体制の確保を行っていきます。また、利用状況は、横ばいであることから、積極的な事業の周知を図ります。

(人:延べ人数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	506	495	484	477	467
確保方策	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

## (11) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

市内の放課後児童クラブ

学区	名称	住所
中野小	中野児童センター放課後児童クラブ	中央2-1-27
平野小	平野児童センター放課後児童クラブ	岩船 43
中野小	中野放課後児童クラブ	一本木 132
日野小	日野放課後児童クラブ	新野 827(日野小学校内)
延徳小	延徳放課後児童クラブ	三ツ和 1731(延徳小学校内)
平野小	平野放課後児童クラブ	岩船 43
高丘小	高丘放課後児童クラブ	草間 1078-1
高社小	長丘放課後児童クラブ	壁田 1610-8
高社小	平岡放課後児童クラブ	金井 57-3
高社小	科野放課後児童クラブ	赤岩 500
高社小	倭放課後児童クラブ	田上 350-1
豊井小 *	豊井放課後児童クラブ	上今井 3435-1(豊井小学校内)
永田小 *	永田放課後児童クラブ	永江 1824-4(永田小学校内)
中野小	学童保育やまびこクラブ	小田中 222-1

\* 豊井小学校、永田小学校は、統合により令和3年度から豊田小学校になります。

**今後の方針** 現行の体制を維持することを基本としますが、小学校の統合に関する施設は、小学校内又は小学校近隣で開所できるよう提供施設の見直しを行います。

具体的には、高社小学校区の放課後児童クラブは、高社小学校近隣に施設を整備し、令和4年度に開所、豊田小学校区の放課後児童クラブは、豊田小学校内に施設を整備し、令和3年度に開所します。

(人:実人数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	488	503	516	531	533
確保方策	665	655	655	655	655

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び特定子ども・子育て支援施設等に対して支払うべき食事の提供に係る服飾材料費を助成する事業です。

**今後の方針** 低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行います。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

**今後の方針** 特定教育・保育施設等の新規参入については、教育・保育の需要と供給のバランスを考慮しながら検討していきます。開設済みの施設については、安定的、継続的な運営ができるよう指導・支援を行っていきます。

# 4 教育・保育事業について

## (1) 教育・保育事業

子ども・子育て支援制度では、幼児期の教育・保育の施設として、従来型の幼稚園・保育所に加え、地域の実情に応じて認定こども園や、小規模保育等の普及・拡充が図られます。

各教育・保育施設に対する財政措置は、「施設型給付」と「地域型保育給付」にわかれます。

### ①施設型給付

施設型給付の対象事業は、「幼稚園」「保育所」「認定こども園」等の教育・保育施設です。

施設型給付の対象となる教育・保育施設

教育・保育施設	施設概要	対象年齢
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	3～5歳
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0～5歳
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳

## ②地域型保育給付

子ども・子育て支援制度では、市町村が認可する満3歳未満児保育の定員20人未満の保育事業については、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付の対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

### 地域型保育の種類と内容

種類	利用定員	事業主体	実施場所
小規模保育	6～19人	市町村、民間事業者等	保育者の居宅その他の場所、施設
家庭的保育	5人以下	市町村、民間事業者等	保育者の居宅その他の場所、施設
居宅訪問型保育		市町村、民間事業者等	保育を必要とする子どもの居宅
事業所内保育*		民間事業者等	事業所

\*従業員の子どもに加えて、自治体の認可を受けて地域住民の保育を必要とする子どもにも施設を提供するもの。

## (2) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援制度では、教育・保育施設の利用を希望する場合には、保育の必要性について市町村による認定を受ける仕組みとなっています。

### ①認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象事業	対象施設
1号認定	満3歳以上で保育の必要性がなく、幼児教育のみを希望する就学前児童	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前児童	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前児童	保育所 認定こども園 地域型保育所

### ②保育の必要性の認定基準

保育所などで保育を希望される場合の保育認定（2号、3号の認定）に当たっては、以下の2点を勘案して運用を行います。

保育を必要とする事由	就労	全ての就労
	就労以外	妊娠・出産、保護者の疾病・負傷・障害、同居又は長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待・DV、児休業取得時点で既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合、その他、上記に類する状態として市長が認める場合
保育の必要量	標準時間	フルタイム就労を想定した利用時間(11時間の開所時間に相当)
	短時間	パートタイム就労を想定した利用時間 求職、育児休業中、またはそれらに類するものとして市長が認める場合

## 5 幼児期の教育・保育について

全ての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けられるよう、子育て支援ニーズに即した教育・保育の実施体制を整備し、質の向上を図っていきます。

### (1) 中野市の教育・保育施設

#### ①幼稚園

区分	名称	住所	定員
私立	中野中央幼稚園	中央四丁目2番5号	230名

#### ②認可保育園

区分	名称	住所	定員
公立	平野保育園	片塩41番地	210名
	松川保育園	中野1461番地1	160名
	高丘保育園	草間1502番地	140名
	長丘保育園	壁田1573番地3	80名
	たかやしろ保育園	赤岩1525番地2	120名
	永田保育園	永江1861番地	60名
	豊井保育園	豊津3079番地1	120名
	さくら保育園	小田中119番地1	120名
	ひまわり保育園	三好町一丁目6番12号	100名
	みなみ保育園	新野335番地2	150名
	ひらおか保育園	間長瀬496番地2	150名
私立	ひよこ保育園	東山1134番地4	90名

#### ③認定こども園

区分	名称	住所	定員
私立	認定こども園 中野マリア幼稚園	中央二丁目6番4号	170名

#### ④小規模保育事業所（地域型保育施設）

区分	名称	住所	定員
私立	中野みらいく保育園	吉田1044番地2	19名
	ニチイキッズ中野保育園	吉田796番地5	19名

### (2) 今後の方針

児童人口の減少とともに1号・2号認定の教育・保育の見込み量も減少傾向にありますが、現在の経済情勢や社会情勢などから3号認定の教育・保育の見込み量はあまり減少しないものと考えられることから、この階層の受け入れ体制の確保を優先に努めていきます。

## 6 目標事業量

### (1) 1号認定

(人:実人数)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	158	154	150	150	147
	確保方策	285	285	285	285	285
	特定教育・保育施設	55	55	55	55	55
	確認を受けない幼稚園	230	230	230	230	230

### (2) 2号認定

(人:実人数)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2号認定	量の見込み	850	830	810	805	790
	教育ニーズ	0	0	0	0	0
	保育ニーズ	850	830	810	805	790
	確保方策	1,085	1,085	1,085	1,085	1,085
	特定教育・保育施設	1,085	1,085	1,085	1,085	1,085
	認可外保育施設	0	0	0	0	0

### (3) 3号認定

(人:実人数)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定0歳児	量の見込み	77	75	73	72	70
	確保方策	157	157	157	157	157
	特定教育・保育施設	119	119	119	119	119
	特定地域型保育事業所	12	12	12	12	12
	認可外保育施設	26	26	26	26	26

(人:実人数)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定1・2歳児	量の見込み	389	383	376	367	359
	確保方策	487	487	487	487	487
	特定教育・保育施設	411	411	411	411	411
	特定地域型保育事業所	26	26	26	26	26
	認可外保育施設	50	50	50	50	50

## 7 新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するために、平成30年9月に国は次の4つの目標を掲げました。

- ①放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備。
- ②全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- ③両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- ④子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

※一体型・・・放課後児童クラブと放課後子供教室を、同一の小学校内（隣接も含む）の活動場所において実施しており、放課後子供教室が実施する共通プログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるもの

※連携型・・・放課後子供教室と放課後児童クラブの少なくとも一方が小学校以外の場所にあつて、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加するもの

この目標に対し中野市は次の10項目を計画・目標とします。

### (1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量 (人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	488	503	516	531	533
目標整備量	488	503	516	531	533

### (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量 (校)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	8	7	7	7	7
一体型	4	3	4	5	5

### (3) 放課後子供教室の実施計画 (校)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	8	7	7	7	7
一体型	4	3	4	5	5
連携型	1	1	1	1	2
開設割合	62.5%	57%	71.4%	85.7%	100%

**(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策**

具体的な方策	放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的又は連携して実施できるように、放課後子供教室の内容を工夫し検討します。また、放課後児童クラブ支援員と放課後子供教室のコーディネーターの情報共有を図り、児童の参加しやすい環境づくりに努めます。
--------	--

**(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策**

具体的な方策	一部の放課後児童クラブは、管理などについて市と教育委員会及び学校で協議し、余裕教室を改修整備した教室で運営しています。また、放課後子供教室は、余裕教室では行っておらず、体育館や特別教室等を一時的に利用して実施しています。 今後においても、余裕教室等の活用については、市、教育委員会及び学校と話し合う機会を持ち、新・放課後子ども総合プランの必要性、意義等について理解を求めていきます。
--------	--

**(6) 教育委員会と子ども部との具体的な連携に関する方策**

具体的な方策	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施を一体的に進めるため、両事業の担当は子ども部ですが、実施については学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し情報共有を図り、必要に応じて文書等による申し合せを行いながら、進めることとします。
--------	---

**(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策**

具体的な方策	放課後児童クラブ及び放課後子供教室における特別な配慮を必要とする児童の受け入れは、放課後児童クラブ支援員の増員や研修を行うなどして、児童及び保護者が安心して過ごすことのできるよう対応していきます。
--------	--

**(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組**

具体的な方策	放課後児童クラブの開所時間の延長については、保護者からの要望など把握したうえで方向性を検討し、必要な調整を進めていきます。
--------	---

**(9) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策**

具体的な方策	放課後児童クラブは、単に児童を預かるだけではなく、基本的な生活習慣や異年齢児童などとの係わりを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」となるように、子どもの主体性を尊重し、子どもの自主性、社会性等の向上を図るため、発達段階に応じた環境づくりを進めていきます。また、支援員がきめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう研修を充実させ、支援の質の向上を目指します。
--------	---

**(10) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策**

具体的な方策	放課後児童クラブは、児童の健全育成のために地域や学校等と連携して子どもの育ちを支えることが必要なことから、利用者、学校及び地域住民との共通理解や情報共有の場を設けるとともに、スポーツ・文化団体など地域人材の参画の促進に努めていきます。
--------	---



## **第6章 計画の推進体制**



## 1 計画の推進に向けて

### (1) 庁内における推進体制

本計画にあたっては、関係部局相互の連携のもと総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、関係部局においては、計画の趣旨を踏まえた施策の展開を図ります。

### (2) 関係団体との連携・協働

多様化したニーズに対応するには、行政だけでなく、市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育てに関わる、家庭をはじめとした、幼稚園、保育園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

## 2 計画の進行管理と評価

### (1) 中野市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する施策の実施状況について「中野市子ども・子育て会議」において、計画の進行管理及び評価を行います。

### (2) 評価及び結果の公表

「中野市子ども・子育て会議」において本計画の進捗状況を点検し、その結果を公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、計画最終年度である令和6年度には、計画の実施状況を評価し、次期の計画を策定します。

#### 【PDCA サイクルによる評価・検証】



PDCA サイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、管理業務を継続的に改善していく手法のことです。



# 資料編



# 1 中野市子ども・子育て会議設置条例

平成26年3月26日条例第2号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定により、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議するため、中野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 2 中野市子ども・子育て会議委員名簿

《平成30年7月1日から令和2年6月30日まで》

(敬称略)

区分	選出団体等	氏名	備考
子どもの保護者	保護者代表(保育所)	平岡保育園 保護者会	須田 美帆
	保護者代表(保育所)	たかやしろ保育園保護者会	荻原 芹香
	保護者代表(私立保育所)	ひよこ保育園	松矢 美知
	保護者代表(幼稚園)	中野中央幼稚園	波木井 恵
	保護者代表(認定こども園)	中野マリア幼稚園	勝山 葉月
	保護者代表(学校等)	中野市PTA連合会	田端 英樹
教育・保育又は 養育に関する事 業に従事する者	認定こども園関係者	中野マリア幼稚園	湯本 美奈子
	幼稚園関係者	中野中央幼稚園	伊藤 勇
	私立保育園関係者	ひよこ保育園	大西 清美
	学校関係者	中野市教頭会	竹内 由紀
	放課後児童健全育成関係者	中野児童センター	吉原 恵美子
地域において子 育ての支援を行 う者	母親クラブ	中野市母親クラブ	小山 むつ子
	高水福祉会	北信圏域障害者総合相談 支援センター	井出 英樹
	社会福祉協議会	中野市社会福祉協議会	桑山 洋子
識見を有する者	医療関係者	中高医師会	高野 次郎
		飯水医師会	杉浦 宏子
	民生・児童委員	中野市民生児童委員会	片所 年子
その他	事業者関係者	イオンリテール株式会社 イオン中野店	江森 秀穂
		信州中野商工会議所 女性会	仁科 智栄子
	教育・保育に係る職員	高丘保育園	小橋 矢寿子
市民代表(公募)	子育てに携わる親	一般公募	高野 美紗
			阿部 晃子
			渡邊 泰子
			山崎 みなみ
			川口 知恵

### 3 中野市子ども・子育て会議実施経過

日 時	内 容
平成 30 年 11 月 19 日(月) 平成 30 年度 第 1 回 中野市子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画の実施状況について ・子ども・子育て支援事業計画(第2期)策定に係るニーズ調査の実施について
平成 31 年 3 月 19 日(火) 第 2 回 中野市子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画(第2期)策定に係るニーズ調査結果について
令和元年 10 月 7 日(月) 令和元年度 第 1 回 中野市子ども・子育て会議	・第2期中野市子ども・子育て支援事業計画について ① ニーズ調査結果について ② 第1期事業計画の施策等の状況について ③ 第2期事業計画策定の今後の日程について
令和元年 12 月 23 日(月) 第 2 回 中野市子ども・子育て会議	・子ども・子育て環境の整備の点検・評価(第1期) ・第2期中野市子ども・子育て支援事業計画(案) ・小規模保育事業所の開設について
令和2年3月 25 日(水) 第 3 回 中野市子ども・子育て会議 新型コロナウイルス感染拡大を考慮し文書会議により実施	・第2期中野市子ども・子育て支援事業計画について ① パブリックコメントの結果について





## 第2期中野市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 中野市  
企画・編集 中野市 子ども部 子育て課  
〒383-8614  
長野県中野市三好町一丁目3番19号  
電話 0269-22-2111  
ファクス 0269-22-5901